

## パナマ国

# パナマ大学日本語学習機材整備計画

## 調査結果概要

	頁
プロジェクト位置図	
写真	
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 要請の背景・目的 -----	1
(2) 要請の内容 -----	1
1) 要請年月 -----	1
2) 要請金額 -----	1
3) 要請内容 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	2
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	2
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	6
(3) 技術水準 -----	7
(4) 既存施設・機材 -----	8
4. プロジェクトの内容 -----	12
(1) プロジェクトの概要 -----	12
1) 上位計画 -----	12
2) 当該セクターの現状 -----	12
3) プロジェクトの目的 -----	13
(2) プロジェクトの基本計画 -----	14
1) 設計方針 -----	14
2) 基本計画（機材計画） -----	14
3) 機材等調達計画 -----	15
4) 機材据付及び操作指導 -----	16
5) 事業実施工程表 -----	16
(3) 相手国側負担事項 -----	18
(4) 運営維持管理 -----	18
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	19
5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	19
(1) プロジェクトの効果 -----	19
1) 直接効果 -----	19
2) 間接効果 -----	19
(2) 課題・提言 -----	19
1) 日本語教師増員の検討 -----	19
2) 新中央語学センター建設計画 -----	20

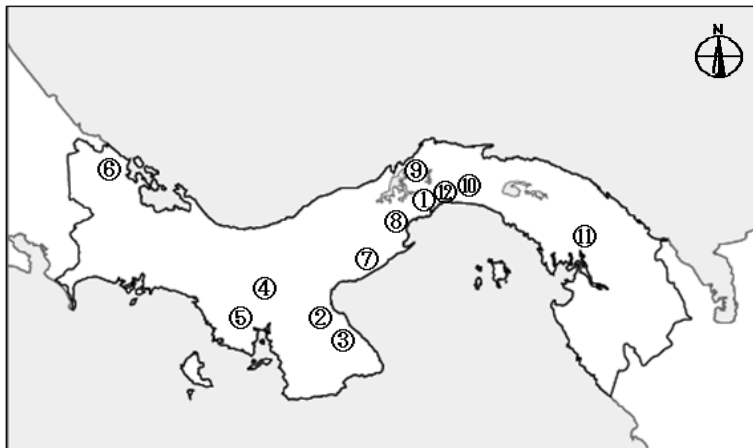
3) 在庫管理方法の見直し -----	20
4) 湿気対策及び適切な維持管理 -----	20
5) 我が国支援に係る広報について -----	20
(3) プロジェクトの妥当性 -----	21
6. 付属資料 -----	22
(1) 調査団員・氏名 -----	22
(2) 調査行程 -----	22
(3) 関係者（面会者）リスト -----	22
(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点 -----	23

プロジェクト位置図



パナマ共和国

(出典 : University of Texas Libraries)



<パナマ全土における大学の配置>

- ① 本校
- ② ロス・サントス分校
- ③ ベラグアス分校
- ④ ソナ公開講座
- ⑤ ボカス・デル・トロ分校
- ⑥ コクレ分校  
アグアドゥルセ公開講座
- ⑦ 西パナマ分校
- ⑧ コロン分校
- ⑨ チェポ公開講座
- ⑩ ダリエン公開講座
- ⑪ サン・ミゲリート分校

(出典 : 世界地図)



パナマ大学  
(本校)

(出典 : Google Map)

## 写真



写真-1：パナマ大学正門。



写真-2：人文学部中央語学センター本館。



写真-3：人文学部別館3階のLL機材設置予定場所。3部屋の壁を取り払い1部屋に改修予定。



写真-4：LL教室入口に設置された1996年度我が国文化無償に対する記念プレート。



写真-5：既存の32人用LL教室。



写真-6：学生用テープレコーダー、ヘッドフォン。全体的に手入れが行き届き状態良好。



写真-7：教師用マスターコンソール。パーツの壊れや汚れもなく状態良好。

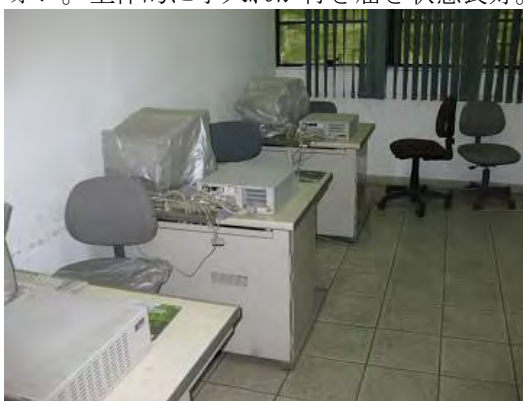


写真-8：日本語学習用PC。設置部屋が改修中のため調査時は別部屋に仮置きされていた。





写真-9：既存 LL 機材用の音響ラック。



写真-10：書画装置。よく使い込まれている。

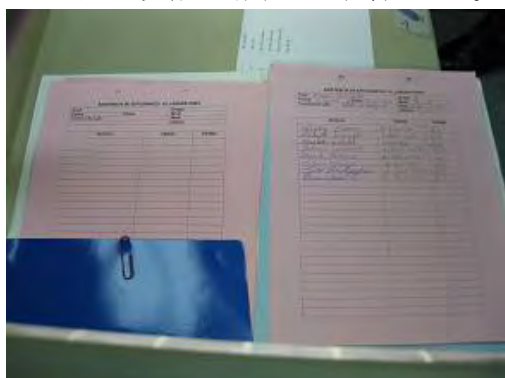


写真-11：LL 教室出席簿。各自の責任で大切に機材を使用させるため学生は毎回同じ席を使用する。



写真-12：1996 年度に調達したビデオ撮影・編集機材の設置部屋。精密機材のため常時除湿器稼働させている。



写真-13：1996 年度に調達したビデオカメラ。学内行事等で現在も使用されており状態良好。



写真-14：写真-13 のビデオカメラと日本語タイプライターで制作した日本語教材。



写真-15：構内に複数あるインターネットカフェ。



写真-16：約 11ha の新キャンパス（新中央語学センター等）建設予定地。

## 1. プロジェクトの背景・経緯

### (1) 要請の背景・目的

パナマ共和国（以下「パ」国という。）は、南・北アメリカ、太平洋、大西洋の結節点に位置し、政治、経済等において重要な役割を果たす国である。1904年の外交関係樹立以来、我が国とは100年以上に亘り友好な関係にあり、商社やメーカーなど30社以上（出所：東洋経済「海外進出企業総覧 2008」）が「パ」国に進出しており、電化製品や自動車に加えて最近ではアニメや日本食の人気から、日本や日本語に関する関心・興味が高まっている。

1987年、首都パナマ市のパナマ国立大学において、「パ」国初の日本語講座が開設された。当初はセミナー形式の授業であったが、現在は人文学部一般教養科目の単位習得が可能な第二外国語の一つとして日本語科は承認されている。

1996年、日本語科が所属する中央語学センターの設立に併せ、1996年度我が国文化無償資金協力によりLL機材が設置されている。適正かつ定期的な保守・維持管理により、既存機材は現在も良好な状態で日本語科を始めとする第二外国語の授業で活用されているが、既に製造中止であるためスペアパーツの調達が困難であること、アナログ式であるため消耗品の調達が困難であることから、今後長期的な使用は不可能と推測され、同大学ではアナログ式からデジタル式へとLL機材の更新を図ることが急務と考えている。

「パ」国政府は、同大学のLL機材の更新により、日本語教育の品質・レベルを向上させ、「パ」国における日本語教育の促進、効率的な教授法の実現、発展的な視聴覚学習の実現を図り、両国の相互理解の更なる促進、親日家の育成に貢献することを目的として、機材の整備に必要な資金協力を我が国に対し要請した。

### (2) 要請の内容

- 1) 要請年月 2008年11月
- 2) 要請金額 50.0百万円
- 3) 要請内容 合計99品目

- ①日本語学習機材：教師用ユニット、学生用ユニット、教師用管理PC、書画装置、液晶プロジェクター、デジタルパワードミキサー等 39品目
- ②ビデオ制作機材：ビデオカメラコーダー、コンデンサーマイク等 11品目
- ③ビデオ編集機材：ノンリニア編集機、ビデオカセットレコーダー等 19品目
- ④ビデオ投影機材：液晶プロジェクター、カラービデオカメラ、光多重化装置、ライブコンテンツプロデューサー、ビデオカセットレコーダー等 30品目

## 2. 我が国の関連分野への協力

### (1) 我が国の関連分野への協力

我が国の関連分野への協力実績は表-1 のとおりである。1996 年度文化無償資金協力で LL 機材が、国際交流基金からは複数回に亘って日本語教材や書籍等が支援されている。また、ほぼ毎年文部科学省による国費外国人留学生として学生を日本へ送り出している。

表-1 我が国の関連分野への協力実績（語学教育分野）

(単位：百万円)

実施年度	協力形態	案件名	供与 限度額	概要
1991 年度 1999 年度	研修員受入	海外日本語教師研修		国際交流基金による日本語教師の受入研修
1991～ 1993 年度 1997 年度 2008 年度	留学生受入	海外日本語学習成績優秀者研修		国際交流基金による留学生の受入
1996 年度	無償資金協力	パナマ大学人文学部に対する LL 機材	48.6	日本語学習機材の調達
(不明)～ 2007 年度	教材助成	日本語教材寄贈プログラム		国際交流基金による日本語教師の受入研修
ほぼ毎年	留学生受入	国費外国人留学生制度		文部科学省による留学生の受入

### (2) 他のドナー国・機関の援助動向

特になし。

## 3. プロジェクトの実施体制

### (1) 組織

本プロジェクトの主管官庁は「パ」国政府、実施機関はパナマ大学である。同大学は、1935 年に教育学部、法学部、行政・経済学部から成る国立総合大学として首都パナマ市に創設された。以前は教育省の管轄下であったが、現在は「パ」国政府直轄となり、大学独自の運営を行っている。ギジェルモ・エンダラ（1990～1994 年就任）ら歴代大統領を始めとする多くの要人・著名人を輩出し、「パ」国における 5 つの国立大学及び 45 の私立大学の中で名実ともにトップに位置付けられる最高学府であるとともに、その他大学や職業訓練校を監督する役割にある中心的大学である。パナマ市中心に構えた約 12ha のメインキャンパスのほか、全国 9 県に 8 つの分校と 4 つの公開講座を設けており（前掲プロジェクト位置図を参照）、「パ」国全体では約 19ha のキャンパスに 228 の建物、約 5.9 万人の学生を擁する。現在は 18 学部まで拡大し、年間 140 以上の学士用講座、120 の修士用講座、数百の特別講座が設けられている。



同大学及び同学部人文学部の組織図は図-1、2のとおりである。

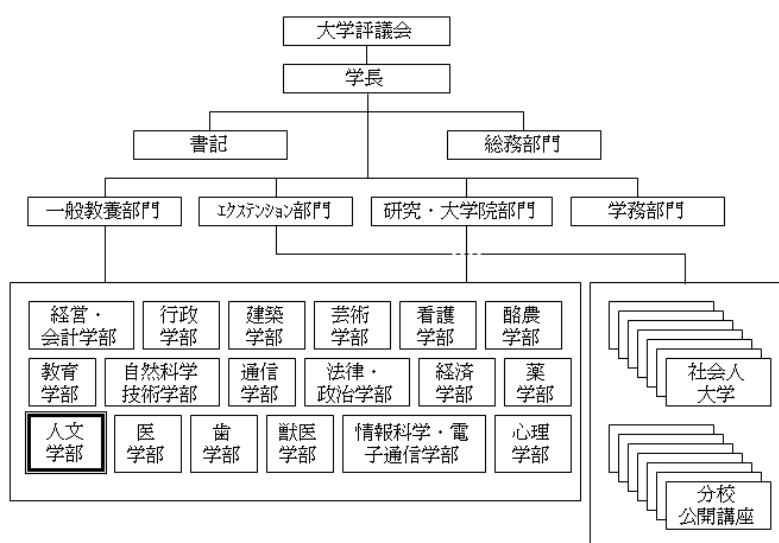


図-1 パナマ大学組織図

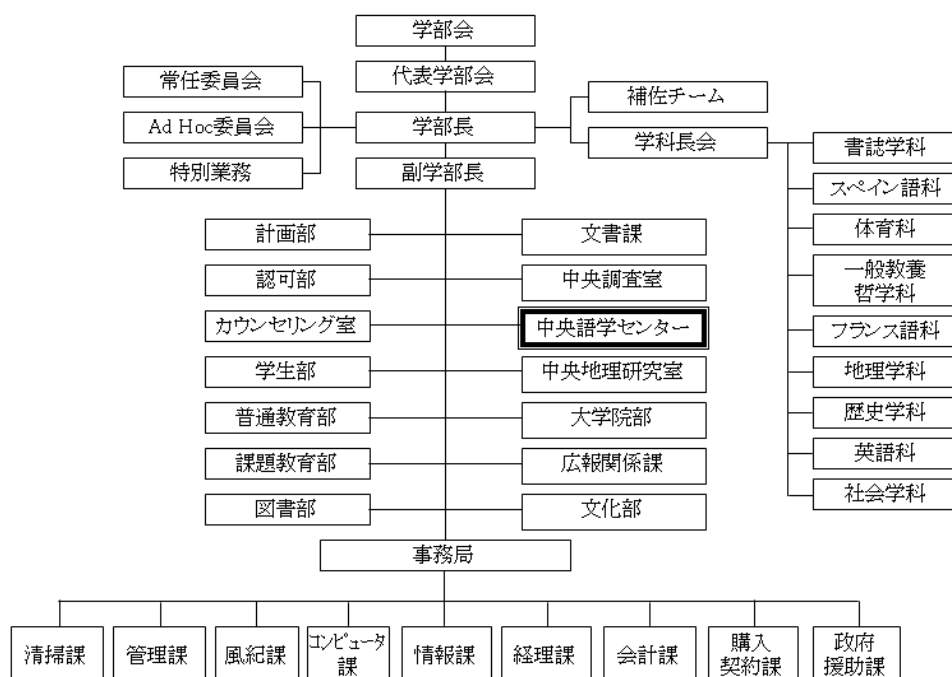


図-2 パナマ大学人文学部組織図

本プロジェクトの実施部門は人文学部中央語学センターである。同センターには日本からの機材が設置されたLL教室が1つだけあり、このLL教室を9つの外国語科（日本語、ドイツ語、英語、イタリア語、ロシア語、フランス語、ポルトガル語、中国語、外国人のためのスペイン語）が授業、夏期講座等で利用している。外国語科は一般人も有料（100米ドル/期）で受講可能である。

表-2及び3のとおり、2008年度の同学部の学生数は約3,200人、うち同センターの受講者は2,116人（学生534人、一般1,582人）、そのうち日本語科は80人（学生45人、一般35人）、LL教室を使用する教師は21人（日本語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語各1人、英語16人）である。

表-2 2008年度パナマ大学人員構成  
(単位：人)

学部・部門名	人数
経営・会計学部	7,000
行政学部	3,000
建築学部	2,700
芸術学部	700
酪農科学部	687
教育科学部	2,500
自然科学・技術学部	2,000
通信学部	2,209
法律・政治学部	2,000
経済学部	1,500
看護学部	900
薬学部	753
人文学部・中央語学センター	3,200
情報科学・電子通信学部	950
医学部	1,555
獣医学部	226
歯学部	374
心理学部	600
分校(8ヶ所)	22,793
公開講座(4ヶ所)	1,430
大学院	1,700
社会人大学	
合計	58,777

注) 社会人大学の学生は流動的なため正確な人数を算出できず、情報提供なし。

(出典：パナマ大学提出資料)

表-3 2008年度中央語学センター人員構成  
(単位：人)

言語名(計：9言語)	学生	一般	計
日本語	45	35	80
ドイツ語	15	36	51
英語	263	615	878
イタリア語	72	176	248
ロシア語	5	1	6
フランス語	16	38	54
ポルトガル語	64	156	220

中国語	54	135	189
外国人のためのスペイン語	0	390	390
合計	534	1,582	2,116

(出典：パナマ大学提出資料)

1996年度我が国文化無償にてLL機材が整備されてから現在に至るまでの日本語科の受講者数の推移、及び今後3年間（2012年度まで）の予測は表-4のとおりである。日本経済が停滞する中で中国経済の発展、及び北京オリンピック開催に向けて中国が行った宣伝効果により、一時期は中国語を学ぶ気運が高まって日本語受講者数は伸び悩んだが、中国ブームが一段落した現在、再び日本語学習者が集まり始めている。2010年度から数年に分けて徐々にクラス（レベル）を増やす計画があり、現在日本語科は日本人教師1人が指導にあっているところ、今後の日本語クラスのレベル細分化による授業数の増加や日本語学習者の増加に備えて、教師増員等による指導体制の改善を併せて検討する計画である。

表-4 日本語科受講者数推移

(単位：人)

年度	学生	一般	計
1996	32	28	60
1997	10	20	30
1998	20	30	50
1999	34	66	100
2000	28	82	110
2001	30	80	110
2002	35	75	110
2003	40	70	110
2004	51	39	90
2005	55	25	80
2006	46	44	90
2007	50	30	80
2008	45	35	80
2009	38	42	80
2010			140
2011			160
2012			180

注1) 1996～2009年度は実績、2010年度以降は見込み。

注2) 1997年度は中国経済の著しい発展で中国ブームとなり減員している。

(出典：パナマ大学提出資料)

(2) 財政状況

同大学の2007～2009年度における予算は表-5のとおりである。収入は「パ」国政府からの配賦金と授業料等の自己収入から成る。2008年度は政府からの配賦金が減額された一方で人件費が増加したため赤字となっているが、例年は黒字バランスである。2010年度は2009年度比5%増の予算（約169百万ドル）を申請している。

予算申請手続きについては、例年7月の提出期限までに翌年度分を財務省経済企画局へ申請する。省内審査を経て国会で承認されると翌年1月に予算が割り当てられる。特別な場合に限り、予算の増額申請が可能である。なお、大学には財務省の監査官が常駐しており、定期的・非定期的に会計監査が実施されている。

表-5 パナマ大学予算

(単位：米ドル)

年度	2007 (実績)	2008 (計画)	2009 (計画)
<b>収入</b>			
政府予算	117,385,400	108,536,600	135,948,600
自己収入	20,453,600	20,453,600	24,697,000
<b>合計</b>	<b>137,839,000</b>	<b>128,990,200</b>	<b>160,645,600</b>
<b>支出</b>			
給与	119,069,100	122,996,400	129,415,700
光熱費	4,659,800	5,702,700	5,700,000
電話代	537,200	544,000	652,400
機材・施設費	1,289,684	3,656,735	3,023,375
維持管理費	750,243	2,534,435	1,352,065
<b>合計</b>	<b>126,306,027</b>	<b>135,434,270</b>	<b>140,143,540</b>

注1) 予算執行期間は、1月から12月まで。

注2) 2008年度予算の実績は情報提供なし。

(出典：パナマ大学提出資料)

同学部の2007～2009年度における予算は表-6のとおりである。収入は「パ」国政府からの配賦金と語学コース授業料、セミナー参加費、研修費等の自己収入等から成る。なお、同学部には経理課があり、学部内の財務管理を行っている。

表-6 パナマ大学人文学部予算

(単位：米ドル)

年度	2007 (実績)	2008 (予算)	2009 (予算)
<b>収入</b>			
政府予算	11,919,434	10,526,661	11,192,418
自己収入	349,671	313,695	350,000
<b>合計</b>	<b>12,269,105</b>	<b>10,840,356</b>	<b>11,542,418</b>

支出			
給与	12,018,786	10,576,926	11,260,301
給与以外の人件費	391	491	700
維持管理費	249,928	262,939	281,417
<b>合計</b>	<b>12,269,105</b>	<b>10,840,356</b>	<b>11,542,418</b>

注1) 予算執行期間は、1月から12月まで。

注2) 2008年度予算の実績は情報提供なし。

注3) 給与以外の支出明細は会計システム上分類されておらず不明。

注4) 給与以外の人件費とは、臨時講師の手当てや謝礼金。

(出典：パナマ大学提出資料)

(3) 技術水準

要請機材の総責任者は同学部長（兼同センター長）である。機材使用者は、既存機材と同じく LL 教室を利用する学生及び教師で、2008年度は学生 2,116 人（うち日本語科は 80 人）、常勤教師 21 人である。要請されている機材は、デジタル式 LL 機材の中でも簡易な USB メモリー方式<sup>1</sup>で、専門的かつ高度な技術は不要であり、教師側・学生側ともマニュアルを見れば簡単に理解・使用できることから、操作・運用面で技術的な問題はないと判断される。機材使用者となる 21 人の教師は表-7 のとおりである。

表-7 機材使用教師

No.	氏名	業務 経験	担当 言語	最終学歴/経歴
1	Chikako Sawada	23	日本語	大阪教育大学芸術学部（国語科）学士
2	Aurelio Dawkins	25	英語	パナマ大学学士、ミシガン大学英語教師資格
3	Bolivar Loaiza	31	英語	コスタリカ大学人文学部英語科修士
4	Jeremias Cruz	10	英語	パナマ大学人文学部英語科学士
5	Jose Vilas	12	英語	パナマ大学人文学部英語科修士
6	Maria del Rocio Grimaldo	11	英語	ファルマウス大学文学部修士
7	Marlene Alexander	9	英語	
8	Modesto de Leon	36	英語	パナマ大学人文学部英語科修士
9	Natasha Cadavid	7	英語	ワシントン中央大学科学・霊長類社会行動・生態学学士、人類学学士、外国語学学士
10	Raquel Castano	8	英語	パナマ大学人文学部英語科学士

<sup>1</sup>学生側が PC を使用しないデジタル式外国語学習システム。対する CALL (Computer-Assisted Language Learning) 方式はネットワーク上で教師・学生共に PC を使用するデジタル式外国語学習方式。



11	Ricardo Fuentes	2	英語	パナマ大学人文学部英語科修士
12	Rosalía de Vivar	19	英語	ローマ教育大学イタリア文学博士
13	Tatiana Montilla	10	英語	パナマ大学通信学部修士
14	Teodora Koo	20	英語	パナマ大学人文学部英語科学士
15	Yanneth Villarreal	6	英語	イスモ大学英語科学士
16	Zelma de Roux	33	英語	グランデリオ大学ポルトガル語修士、スペイン語学士、経営学学士、観光学学士
17	Zuleika Zapateiro	8	英語	パナマ大学教育科学部修士
18	Alberto Ng	4	フランス語	パナマ大学人文学部学士
19	Eduardo Cerrud	23	スペイン語	パナマ大学教育科学部修士
20	Eduardo de Lemus	14	ロシア語	クバーニャ大学ロシア語・ロシア文学修士
21	Gai Manlin	5	中国語	遼寧大学中国文学学士

(出典：パナマ大学提出資料)

#### (4) 既存施設・機材

既存機材は、1996年度我が国文化無償で支援された機材（視聴覚機材、LL機材、ビデオテキスト制作機材、日本語学習システム、日本語教材）及び同大学が自己調達した機材である。視聴覚機材とLL機材は同学部別館1階のLL教室に、ビデオテキスト制作機材は同学部別館1階のビデオ編集室に、日本語学習システムは同学部別館1階の専用部屋に設置（ただし、調査期間中は設置場所が改修中であったため別部屋に仮置き中であった）されている。日本語教材は日本語教師室内のキャビネットに厳重に保管・管理されており、学生に対する貸し出しは行っていない。「パ」国は年間を通して高温多湿であるため、各部屋には空調或いは除湿機が設備されているほか、建物と教室の入口は施錠がなされ、防犯対策が二重に施されている。

既存機材の現況は表-8のとおりである。視聴覚機材及びLL機材は、教師が学生の声聞き理解度や発音を確認する、学生がテープに音声を録音し発音練習に用いる、書画装置に漢字等を映して学生が書き取り練習する等により、日本語を中心とする外国語の授業において活用されている。ビデオタイトル制作機材は、日本語科のビデオ教材の制作、同センターの各講座終了時の行事撮影、日本大使館等との日本文化関連行事の撮影等のために頻りに利用されていたが、多くの機材で劣化がみえ始め、不具合のある一部の機材はスペアパーツが入手不可能なため修理ができない状態となり、また機材の技術も進歩しているため、総体的に使用頻度は低くなっている。その他としては、DVDプレーヤー、デジタルミキサー、液晶プロジェクターなど同大学が自己調達した機材があるが、これらの機材は我が国から調達した機材と併せて授業等で使用されている。

表-8 既存機材リスト (我が国の文化無償で整備された機材)

No.	機材名	数量	原産国	設置年	状況
視聴覚機材					
1	ビデオプロジェクター	1	日本	1996年	不具合有り、メーカーでも修理不可能とのこと
2	100インチスクリーン	1	日本	1996年	良好
3	ビデオテープレコーダー	1	日本	1996年	良好
4	14インチカラーモニター	1	日本	1996年	性能劣化
5	CDプレーヤー	1	日本	1996年	良好
6	カセットプレーヤー	1	日本	1996年	不具合有り
7	マイク	1	日本	1996年	良好
8	マイクスタンド	1	日本	1996年	良好
9	オーディオミキサー	1	日本	1996年	良好
10	パワーアンプ	1	日本	1996年	良好
11	スピーカー	2	日本	1996年	良好
12	ビデオイメージャー	1	日本	1996年	良好
13	35mm スライドフィルム ビデオコンバータ	1	日本	1996年	良好 最近は使用頻度が低い
14	マトリクススイッチャー	1	日本	1996年	良好
LL 機材					
15	マスターコンソール	1	日本	1996年	良好
16	教師用卓	1	日本	1996年	良好
17	マスターテープレコーダー	2	日本	1996年	良好
18	電源供給装置	1	日本	1996年	良好、ヒューズ交換済み
19	学生用テーブルレコーダー	32	日本	1996年	4台ノイズ有り 1台ランプ未点灯
20	ヘッドセット	33	日本	1996年	一部磨耗している他は良好
21	スピーカー	2	日本	1996年	良好
22	ダイナミックマイク	1	日本	1996年	良好
23	学生用卓	16	日本	1996年	良好
24	教師用椅子	1	日本	1996年	良好
25	学生用椅子	1	日本	1996年	良好
26	電源安定化装置	1	日本	1996年	不具合有り
ビデオテキスト制作機材					
27	編集ビデオカセットレコーダー	2	日本	1996年	1台良好 1台性能劣化

28	14 インチ業務用モニター	3	日本	1996 年	良好
29	マルチイベント編集装置	1	日本	1996 年	良好
30	出力調整装置	1	日本	1996 年	良好
31	3CCD カメラ	1	日本	1996 年	良好
32	コンデンサーマイク	1	日本	1996 年	良好
33	三脚	1	日本	1996 年	良好
34	キャリングケース	1	日本	1996 年	良好
35	S-VHS ビデオテープレコーダー	1	日本	1996 年	良好
36	バッテリーパック	4	日本	1996 年	性能劣化
37	バッテリーチャージャー	1	日本	1996 年	良好
38	三脚	1	日本	1996 年	良好
39	可搬型照明キット	1	日本	1996 年	一部不具合有り
40	マイクスタンド	1	日本	1996 年	良好
41	オーディオミキサー	1	日本	1996 年	電源に不具合有り
42	カセットテープレコーダー	1	日本	1996 年	故障中
43	CD プレーヤー	1	日本	1996 年	良好
44	ビデオタイ틀ラー	1	日本	1996 年	良好 最近は使用頻度が低い
日本語学習システム					
45	PC	6	日本	1996 年	良好、1 台未確認
46	ヘッドセット	6	日本	1996 年	6 個未確認
47	漢字学習用ソフトウェア	5	日本	1996 年	良好
48	タブレット	6	日本	1996 年	良好、1 台未確認
49	レーザープリンター	1	日本	1996 年	故障中
50	電圧調整器	7	日本	1996 年	性能劣化、6 台未確認
51	0A テーブル	7	日本	1996 年	良好、1 台未確認
52	0A 椅子	7	日本	1996 年	汚れ・シミ有り
日本語学習ソフト					
53	西和辞典	100	日本	1996 年	一部未使用有り
54	日本語学習ソフト (一式)	1	日本	1996 年	ほぼ良好
その他					
55	ホワイトボード	2	日本	1996 年	汚れ・キズ有り
56	黒板	1	日本	1996 年	良好

既存 LL 機材は学生 32 人用で、現在の日本語科のクラス定員は最大 30 人である。受講希望者が定員を超える場合、やむなく受け入れを拒否することもあるとのことである。表-9 のとおり、2009 年度前期の LL 教室は週 51 コマ、38 時間以上利用されており、稼働率は約 73%以上である。そのうち日本語科については、平均受講者数は 15 人/回、LL 教室の使用頻

度は週 13 コマ、約 10 時間である。

表-9 2009 年度前期の LL 教室時間割

時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
09:00-09:45	英語 N5		英語 N1		
09:45-10:30	英語 N4	イタリア語	英語 N2		
10:35-11:20	英語 N3	イタリア語	英語 N1	イタリア語	
11:25-12:05	英語 N2	ロシア語	英語 N3	ロシア語	
12:15-12:50	英語 N3		英語 N1		
13:00-13:45		英語 N4	英語 N4	英語 N3	
13:45-14:30					
14:35-15:20	英語 N4		英語 N2	英語 N1	ポルトガル語
15:25-16:05	ドイツ語	日本語初級 1	英語 N1	日本語初級 2	ドイツ語
16:05-16:50	日本語中級 1	日本語初級 1	日本語中級 1	日本語初級 2	日本語 (補講)
18:00-18:45	英語 N1	日本語初級 1	英語 N4	日本語初級 2	英語 N5
18:40-19:30	英語 N2	英語 N1	日本語中級 2	ロシア語	日本語 (補講)
19:30-20:15	日本語中級 2	英語 N2	イタリア語	英会話	英語 N6
20:15-21:00	イタリア語	日本語初級 2	フランス語	中国語	

注 1) 「外国人のためのスペイン語」科は非定期に空き時間を利用。

注 2) 金曜日に日本語科の授業はないが補講、補修等で利用。

(出典：パナマ大学提出資料)

今次要請機材も日本語科が優先的に使用し、空き時間を他言語科が使用する。同大学は、2008 年度から、第一外国語の英語に加えて日本語、フランス語、ポルトガル語等の第二外国語の習得を必修化している。それに伴い、日本語受講者の増加が期待されており、対象者は全学生約 5.9 万人（社会人大学は含まず）となる。同大学は受講者の受け入れ（定員）増加を予定していること、また日本語科以外の言語も LL 教室を利用すること等から、1996 年度に調達した LL 機材が 32 人用であったところ、設置場所となる教室の最大定員となる 36 人用とした。設置場所は、同学部別館 4 階の 614～616 号室 3 教室を一つに繋げた教室とし、改修後の教室寸法は縦 12.00×横 6.90×高 2.45m、天井裏高 0.8m となる。なお、改修は同大学の専門部署が担当し、所要期間は 2～3 週間程度と見込まれている。

表-10 のとおり、日本語科は現在 4 レベル（初級 1～2、中級 1～2）であるが、より能力に適した教育を提供したいとのことから、3 年以内に表-11 の 8 レベル（初級 1～2、中級 1～3、上級 1～3）まで細分化する考えである。これまで LL 教室は授業のみで使用されていたが、本プロジェクト実施後は教師または技術者による監視の下、授業の空き時間は自習用に開放して機材の更なる活用を図る計画である。

表-10 2009 年度前期の日本語科時間割（実績）

時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
15:25-16:05		初級 1		初級 2	
16:05-16:50	中級 1	初級 1	中級 1	初級 2	補講
18:00-18:45	中級 1	初級 1	中級 1	初級 2	
18:40-19:30	中級 2	初級 2	中級 2	初級 1	補講
19:30-20:15	中級 2	初級 2	中級 2	初級 1	
20:15-21:00		初級 2		初級 1	

注) 灰色は LL 教室を利用する授業。

(出典：パナマ大学提出資料)

表-11 2012 年度前期の日本語科時間割（計画）

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
13:45-14:30		中級 3		中級 3	
14:35-15:20		中級 3		中級 3	
15:25-16:05		初級 2		初級 2	
16:05-16:50		初級 2		初級 2	
18:00-18:45	中級 3	初級 1	上級 1	中級 3	上級 3
18:40-19:30	中級 3	初級 1	上級 1	中級 3	上級 3
19:30-20:15	中級 1	初級 1	中級 1	上級 1	上級 3
20:15-21:00	中級 1	初級 1	中級 1	上級 1	上級 3

注) 中級や上級は前期（2011 年度後期）から続くクラスであるため、

中級 2 と上級 2 は含まれていない。

(出典：パナマ大学提出資料)

なお、要請機材は新たな LL 教室に設置されるが、既存 LL 機材は状態も良好であることから、英語を中心とした他言語用に継続利用したいと同大学は希望している。

#### 4. プロジェクトの内容

##### (1) プロジェクトの概要

###### 1) 上位計画

2009 年 7 月に発足したりカルド・マルティネリ政権は、医療、教育、交通、治安、貧困対策各分野における問題解決を政策目標に掲げている。教育分野については、国家政策としての新たな教育方針の策定、大学における教員育成過程の見直し、英語及び情報技術の教育推進を挙げている。

###### 2) 当該セクターの現状

「パ」国における教育は、成人識字率約 92% (CIA)、就学率約 100% (世銀) と、途上国



と言われる国の中でも非常に高い水準にある。男女格差もなく、国公立の初等教育から高等教育はほぼ無料となっている。同大学も正規学生の授業料は無料で（登録料 20 米ドル/期のみ必要）、教育環境が整備されている。

日本語教育は、1987 年に同大学でセミナー形式による日本語講座が開設されたのが始まりで、1991 年に同学部一般教養科目の単位習得可能な第二外国語として正式に「日本語科」が承認されている。その他については、2001 年から国立パナマ工科大学にシニアボランティアが派遣されて日本語講座が開設されたほか、中等教育機関では 2000 年から私立高校で日本語の科目が導入され、卒業後も引き続き同大学で日本語を学習する学生もいる。

「パ」国民の外国語教育は英語に重点が置かれているが、一方で第二外国語としてフランス語を学ばせる私立学校が多く、英語の次にフランス語の人気の高い。外国語の学習人口は英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語もしくはポルトガル語、次いで中国語、日本語と続く。かかる状況から「パ」国における日本の認知度は決して高いと言えないが、日本の電化製品や自動車等の技術力・品質の高さには憧れ・定評があり、また最近ではアニメや日本食の人気の後押しとなり、日本や日本語に対する関心が徐々に高まっている。同大学の日本語科は、ほぼ毎年我が国文部科学省の国費留学生を平均 2 人送り出しているほか、卒業生が「パ」国に進出している日系企業に就職する、海上自衛隊の練習艦隊寄港時に学生が日本語でガイドを行う、日本大使館との共催で弁論大会や文化イベントを開催するなど、我が国と良好な関係を築きながら着実に日本語教育の成果を挙げている。

同センターの設立に併せ、日本語科を支援するため、1996 年度我が国文化無償資金協力にて LL 機材が整備された。適切かつ定期的な保守・維持管理により、現在もなお状態は良好で毎日の授業で利用されているが、使用開始から 13 年を経た機材の老朽化・劣化は否めず、今後長期的な使用は困難なものと予測される。既存機材はアナログ式で、既に「パ」国においても記録媒体のカセットテープは入手困難となり、替わって CD、DVD、USB メモリー等デジタル媒体が主流となっていること、既存機材は製造中止のためスペアパーツが入手困難であることなど維持管理面が危惧され、機材の更新が急務となっている。

LL 機材のデジタル化は、教師が各学生の授業の進行具合や回答状況を即座に把握できるなど、新しく効率的な教授法の下で授業の品質・レベルを向上させ、日本語科学生はより実践的かつ活きた日本語を習得できるほか、日本語以外の外国語学習者にも裨益が及ぶ。ひいては日本と「パ」国を結ぶ人材やパナマ人日本語教師の育成に繋がると同時に、日本からの大型客船が寄港する昨今観光産業等経済面での両国間関係の強化に資するものと期待される。また、公共交通手段のバスを利用して 30 分以内に通学可能なパナマ市近郊の一般市民は約 20 万人（基本的に 18 歳以上が対象）であるが、日本語科はこれら一般市民も受講者として受け入れていることから、幅広い世代・地域の人々に対し日本語学習の機会を提供することができる。それが一般受講者の増加ひいては対日理解の促進・日本や日本語の浸透に貢献できるものと考えられる。

### 3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、「パ」国で日本語教育の中心的役割を果たす同大学に対する支援で、日本語学習機材の更新により、日本語教育の品質・レベルを向上させることを目的としている。

(2) プロジェクトの基本計画

1) 設計方針

本無償資金協力は、「パ」国における日本語学習環境の改善を目的とし、同大学において、日本語学習機材の整備を行うために、「パ」国政府の要請と現地調査及び協議の結果を踏まえて、以下の方針に基づき計画することとした。

既存機材の老朽化・経年劣化、また現在の「パ」国における市場や流通事情を鑑み、スペアパーツ・消耗品の確保など維持管理の問題で今後の継続的使用が危ぶまれる、1996年度我が国文化無償資金協力で整備したアナログ式 LL 機材一式をデジタル式に更新する。自宅学習が可能で、操作性と機能性（語学学習に特化）に富み、かつ維持管理が簡単で費用がかからない USB メモリー方式を採用する。なお、既存のアナログ式 LL 機材及び国際交流基金から寄贈された日本語教材は、現状使用に問題がないこと、同大学が引き続きの利用を要望していることから、本プロジェクトが採択された場合においても、適正な維持管理と利用の下で可能な限り有効活用を図る方針とする。

既存機材は学生 32 人用であるところ、2010 年度以降に定員を増やす計画であることから、要請機材の設置場所の最大収容人数である 36 人用 LL 機材とする。

2) 基本計画（機材計画）

上記設計方針に基づき、設置場所の規模、活動内容、先方の要望等を勘案の上、以下のとおり計画対象機材の選定を行った。

本プロジェクトで整備される機材の概要は表-12 のとおりである。LL 機材の設置場所の最大収容人数が 36 人であることから、学生 36 人用の LL システムとし、関連機材についても 36 人用 LL システムに必要なかつ適正な数量を選定している。

表-12 主な要請機材の内容・規模

主な機材名	用途	数量
36 名用 LL システム	大学及び課外活動における日本語教育用	一式
RGB 分配器	上記 LL システム内の RGB 信号の分配用	1
DVD プレーヤー	日本語教育・セミナー・講演等でのビデオ映像再生用	1
ビデオカセットレコーダー	日本語教育・セミナー・講演等でのビデオ映像の製作・再生用	1
書画装置	日本語教育用に上記 LL システムと併せて使用	1
液晶ビデオモニター	スクリーン投射映像のモニター用	1
デジタルパワードミキサー	ビデオ信号の切り替えとオーディオ信号の切り替え・ミキシング用	1
スピーカー	日本語教育用に上記 LL システムと併せて使用	2
液晶プロジェクター	日本語教育・セミナー・講演などでのデジタル画像・ビデオ映像の投射用	1
120 インチビデオスクリーン	プロジェクターからの投射映像用スクリーン	1
スイッチングハブ	教室内 LAN のルート切り替え用	1
日本語教材	日本語科における日本語教育用	一式

3) 機材等調達計画

本プロジェクトにおける機材等の調達先は表-13 のとおりである。

表-13 機材等調達先

機材名	原産国			備考
	現 地	日 本	第三国	
36 名用 LL システム		○		
RGB 分配器		○		
DVD プレーヤー		○		
ビデオカセットレコーダー		○		
書画装置		○		
液晶ビデオモニター		○		
デジタルパワーDMキサー		○		
スピーカー		○		
液晶プロジェクター		○		
プロジェクター用天井吊り用金具		○		
120 インチビデオスクリーン		○		
スイッチングハブ		○		
日本語教材		○		
LL システム用スペアパーツ		○		
液晶プロジェクター用スペアランプ		○		
割合 (%)	0%	100%	0%	

メインとなる LL システムの消耗品は特に発生しない。教材を記録する USB メモリーは市内に複数あるスーパー、電器店で日本とほぼ同価格にて容易に入手可能である。スペアパーツが発生した場合は、市内に日本のメーカー代理店が数社あることから、機材によっては現地調達が可能である。それ以外の場合は、調達契約業者を通じて米国等近隣国から調達するか、日本から調達することとなる。

「パ」国の電圧は首都パナマ市が AC120V でその他地域は AC110V、周波数は 60Hz、ビデオ方式は NTSC 方式、リージョンコードは 1 である。

本プロジェクトで調達される機材の輸送は、日本側負担により、調達契約業者が行う。日本で調達される機材は、コンテナ詰めされた後に海上輸送され、「パ」国パナマ港にて陸揚げされる。陸揚げ後、コンテナのまま港から約 10km 離れたパナマ市内サイト（同大学）まで陸上輸送される。所要期間は、海上輸送に約 5 週間、内陸輸送に約 1 日を要する。

同大学は免税方式をとっており、同大学総務部が手続きを担当する。必要書類は B/L、イ

ンボイス、贈与証明書で、書類を税関に提出してから約 3 日で免税措置が完了する。1996 年度文化無償で実績があるため、迅速に通関手続きがなされる予定である。

#### 4) 機材据付及び操作指導

機材計画のうち、据付が必要な機材は LL システム一式である。据付については、機材メーカーまたはメーカー代理店の技術者が行い、据付時に初期操作指導も併せて実施する。なお、本プロジェクト実施時には、要請機関負担で機材設置場所となる新 LL 教室の改修工事を行う約束であり、人員は大学内の専門部署から確保できるため、確実に事前準備が実施される見込みである。

#### 5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-14 に示す。

表-14 事業実施工程表

暦年		2010年										2011年					
会計年度		平成21年度	平成22年度										平成23年度				
項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
契約	交換公文(E/N)締結	▽															
	贈与計画(G/A)	▽															
	調達監理契約		▽														
入札段階	入札仕様書作成			□													
	機材価格、諸経費調査			▽													
	予定価格の作成			▽													
	入札公告(案)の作成			▽													
	入札図書(案)の作成			▽													
	入札図書承認			▽													
	在京大使館への入札手続き説明			▽													
	入札公告、入札図書配布				▽												
	質問受付・回答(アmend含む)				□												
	入札						▽										
	入札評価						□										
	業者契約締結							▽									
業者契約認証								▽									
調達段階	発注								▽								
	機材製作								□								
	船積前検査												□				
	輸送													■			
	納入・開梱														■		
	機材据付工事														■		
	初期操作指導・運用指導															■	
業務完了の確認															□	合計M/M	
要員計画	業務主任(3号)			0.09 □	0.12 □		0.19 □									0.10 □	0.50
	機材調達担当(4号)			0.20 □	0.23 □		0.19 □	0.17 □	0.07 □							0.37 □	1.23

□ 国内業務  
■ 現地業務



(3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施にあたって、「パ」国側の負担事項は表-15 に示すとおりである。機材設置部屋となる新 LL 教室は改修工事が必要となるが、大学内の専門部署が担当するため、大学側負担経費は材料費のみと些少である。拠って、これらの金額は、同学部の 2009 年度年間予算 12 百万米ドルの 0.1%未満であり、十分に負担可能と判断される。

表-15 相手国側負担事項

負担内容	負担経費 (米ドル)	備考
機材設置部屋の改修	-----	大学内の建物メンテナンス部門が担当。改修所要期間は 2~3 週間。費用は材料費程度で軽微。
支払授權書 (A/P) 発行、 銀行取極め (B/A) に係る手数料	220	

(4) 運営維持管理

既存 LL 機材の維持管理については、同学部に所属する技術者 2 人（いずれも同大学学士で電気・IT を専門とする電気技師）と清掃担当 2 人が週 1 回のメンテナンス、更に 2 ヶ月毎のより綿密な定期メンテナンスを実施している。既存機材の状態からメンテナンスの技術力の高さが窺え、学生にも常時同じ座席を使用させるなど使用・管理体制が徹底されている。本プロジェクトが実施された場合も、右技術者らが同様の維持管理を行うこととなる。

維持管理費については、既存 LL 機材は簡易な機材であるため、ほとんど費用は発生していない。本プロジェクトで要請されている USB メモリー方式の LL 機材はデジタル式の中でも簡素な機材である。一般的に故障頻度が低く、電気消費量等の維持管理費が低く抑えられることが特徴で、既存機材と同様に長期に亘る使用が期待される。

同センターは、全体の維持管理費として表-6 の学部「維持管理費」予算から年間 5 千ドルを割り当てる。表-16 のとおり、消耗品としては、液晶プロジェクター用ランプや DVD メディアが挙げられ、「パ」国に複数ある電器店等にて日本とほぼ同価格で調達可能である。維持管理費の年間総額は 10 万円にも満たないこと、また、不足時は学部または大学へ追加予算を申請することが可能であるため、十分に対応可能であり、維持管理の実施に問題はないと判断される。

表-16 消耗品概算

品名	内容	費用
液晶プロジェクターランプ	ランプの定格寿命は 4,000 時間 週 60 時間（年間 2,322 時間、@56,000 円）使用と仮定 1 台×1 個=1 個/年	56,000 円
DVD	授業のある 10 ヶ月間、月 10 枚（年間 100 枚、@100 円）使用と仮定	10,000 円
合計		66,000 円

- (5) 実施に当たっての留意事項  
特になし。

## 5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

### (1) プロジェクトの効果

#### 1) 直接効果

- ① 日本語学習者・教師 81 人に対し、語学学習に特化した効果的・効率的な学習環境を提供する。LL 教室を利用する他言語学習者・教師約 2,056 人を併せた約 2,137 人も併せて直接的裨益を享受する。
- ② 調達される LL 機材は日本語科が優先的に使用する計画である。今次機材整備により、語学レベルの向上及び学習レベルの細分化が促進され、2012 年には現在の 2 倍以上の日本語学習者を見込んでいる。
- ③ 授業の質を高め、オーラル、リスニング、スピーキングのレベル向上が図られる。
- ④ デジタル化により、教材を USB メモリーへダウンロード可能となり、授業時間以外に自宅等でいつでも自習が可能となる。

#### 2) 間接効果

- ① 教師が学習者一人一人の進捗を管理画面で視覚的に把握できることからタイムリーな指導が可能となるほか、アナライザー機能により質問回答結果を即時に分析でき、学習者の学習意欲を促進する効果がある。
- ② 日本語能力検定 3 級、2 級、最終的には 1 級合格レベルの学生が育ち、日本への留学生増加やパナマ人日本語教師の育成に繋がる。さらに、今次機材整備の実現により、日本語学習者の増加及び日本語科のプレゼンス向上が見込まれ、中長期目標に掲げる日本語科の学科への格上げ（副専攻化）が期待される。
- ③ 2007 年度入学生から第一外国語履修が必須化されたことに伴い、LL 教室での授業受講が必須となる。既存の LL 教室を含め、現時点では（同大学は全土に分校があるため、将来的にはインターネット等を通じた遠隔授業を検討中である）、LL 教室利用対象者は同大学の全学生約 5.9 万人で、年間 1～1.5 万人に裨益する。
- ④ これまでも日本大使館や JICA と日本文化・芸術を紹介するイベントを年間約 10 回開催しているが、日本語弁論大会の実施等、「パ」国・日本両国間の更なる交流の活発化とそれに伴う相互理解の促進が期待される。

### (2) 課題・提言

#### 1) 日本語教師増員の検討

2012 年前期にはレベルを 8 つに細分化してクラスを増設する計画である。授業時間は 1 コマ 45 分で週 16 コマ（12 時間）から 28 コマ（21 時間）まで増加することになるため、現在の日本語教師 1 人の体制では全受講生へのフォローが難しく教師の負担増が懸念される。授業時間の増加による教授レベルの低下を防ぐためにも、日本語教師の増員など指導体制の改善も検

討課題の一つと考える。日本語教師によると、日本に留学経験のあるパナマ人男性 1 人が候補に成り得るとのことである。

## 2) 新中央語学センター建設計画

現在のメインキャンパス横に新たなキャンパスを建設する計画がある。約 11ha の建設予定地は既に確保されており、建設費用は空港拡張に伴う政府への同大学酪農科学部所有地の売却益が充てられる。新たな土地には経営学部、博物館、新中央語学センター等全 6 棟が建設される計画で、2010 年に着工し、2012 年に完工予定である。

同大学は、今次要請の LL 機材を同学部別館 4 階へ設置するが、新中央語学センターが完成した場合、LL 機材を新センターへ移転させることも検討している。移転費用は全面的に同大学が負担し、移転先となる機材設置場所も同大学が責任を持って用意するとのことであるが、まだマスタープラン段階で建設計画、図面等の詳細情報は入手できていない。要請されている機材は既存校舎へ設置されるため、引渡し時に設置場所の問題は発生しないが、将来的に機材を移転する場合は事前に日本側に移転計画及び詳細内容を説明・確認し、了承を得てから実行することで同大学と合意している。

## 3) 在庫管理方法の見直し

年 1 回、経済企画庁からの指示により、同大学は保有する全機材の在庫を確認する義務がある。同センターでは LL 機材の技術者 3 人が担当しているが、製造番号を登録していない機材、在庫確認実施日付の記載がないリスト等が見受けられたため、在庫管理方法の見直し・徹底が望まれる。

## 4) 湿気対策及び適切な維持管理

「パ」国は 5～12 月（年間 8 ヶ月）が雨季にあたる。一年を通して湿気が多く、同大学は必要箇所には除湿機を設置して湿気対策を行っているが、今次要請されている電子系精密機材は湿気の影響を受け易いことから、設置場所及び保管環境に十分な配慮を行う必要がある。また、機材を良好に保ちながら常にその状態を把握するため、既存機材同様、維持管理者による定期的かつ適正な維持管理が必要である。

## 5) 我が国支援に係る広報について

本プロジェクトが実施された場合、同大学は具体的に下記方法により我が国からの援助を「パ」国内に広く積極的に広報し、感謝を表したいと考えている。

- 主要メディア（TV、ラジオ等）を通して、日本大使館大使、JICA パナマ支所長、教育省大臣、外務大臣（兼副大統領）らを招待した学長主催の記者会見を行う。
- 「パ」国の教育テレビ「SERTV」において毎週木曜日 16 時から放映されている同大学の情報番組「TV CLASIFICADOS」で広報する。
- 講座開講前に一般受講生募集のために掲載する新聞広告において、広報を続ける。
- 大学のパンフレットに我が国援助を掲載する。
- 12 歳以上が学ぶ中等教育校において、同大学のパンフレットを配布する。

- 学期末に日本映画週間を設け、調達機材を利用した映画鑑賞会を実施する。
- 同大学のウェブサイトで我が国の援助を広報する。
- 同大学の主要建屋入口に我が国の援助に感謝を表すプレートを設置する。

本案件が実現した場合は、過去と同様に隊員活動と連携が強化されれば、総合的なアピール効果が高まり有意義な支援になると思料される。

### (3) プロジェクトの妥当性

今次要請機材は、近年の機材のデジタル化に対応するべく、既存機材の更新を図る機材内容とした。1996年度調達機材の利活用状況や、要請機材の操作の簡易性、維持管理費が少ない等の理由から、技術面及び維持管理面も問題なく、妥当な内容と考える。

## 6. 付属資料

## (1) 調査団員・氏名

鮎川 朋子 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム  
 赤木 寿春 機材調達・積算 (財) 日本国際協力システム

## (2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅程	内容	宿泊地
1	8/8	土	成田11:30(JL006)→11:15 ニューヨーク	移動	ニューヨーク
2	8/9	日	ニューヨーク06:17 (CM803) → 10:32パナマシティ	移動、書類整理、市場調査	パナマシティ
3	8/10	月		JICA表敬、パナマ大学との協議・調査	パナマシティ
4	8/11	火		パナマ大学との協議・調査	パナマシティ
5	8/12	水		パナマ大学との協議・調査	パナマシティ
6	8/13	木		パナマ大学との協議・調査	パナマシティ
7	8/14	金		パナマ大学との協議・調査	パナマシティ
8	8/15	土		書類整理、市場調査	パナマシティ
9	8/16	日		書類整理、市場調査	パナマシティ
10	8/17	月		パナマ大学との協議・調査・ミニッツ署名	パナマシティ
11	8/18	火	パナマシティ15:00(AA2190)→ 19:00マイアミ	JICA・外務省報告、移動	マイアミ
12	8/19	水	マイアミ10:30(AA1723)→11:08 キングストン	移動	

## (3) 関係者（面会者）リスト

パナマ大学

Dr. Gustavo Paredes 学長  
 Ph. Carmen Cordoba 人文学部長兼中央言語センター長  
 Ph. Chikako Sawada 人文学部 日本語科客員教授  
 Ms. Josefina Zurita 人文学部 コーディネーター  
 Mr. Modeslo Leon 人文学部 コーディネーター  
 Mr. Victor Marquez 人文学部 ラボ技術担当  
 Mr. Juan Barsallo 人文学部 ラボ技術担当  
 Ms. Jeniffer Tibbet 人文学部 ラボ技術担当  
 Mr. Gerard Henriquez 人文学部 ラボ技術担当



Mr. Ludwing Villalobos	人文学部	ラボ技術担当
Ms. Tania Barria	人文学部	秘書
Ms. Edwin Dominguez	人文学部	庶務アシスタント
Mr. Eduardo De Lemus	人文学部	コーディネーターアシスタント

在パナマ日本国大使館

三輪 能弘	参事官
小舟 美穂	広報・文化・政務担当
野田 麻由	専門調査員

JICA パナマ事務所

三澤 吉孝	支所長
松井 ひさし	企画調査員

(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点

最終的に同大学と合意した討議議事録は別添のとおりである。

当初要請内容からの変更状況を表-17 に、新たに追加した機材を表-18 に示す。当初要請内容では、LL システムを構成する機材は個別アイテムとして記載されていたが、入札にはかった場合に機材の種類から特定メーカーに絞られる可能性が大きいことから、競争性確保のため、LL システム一式として複数メーカーが仕様要件を満たすことができるよう構成機材を纏めている。

表-17 当初要請内容から削除・変更した機材

No. <sup>2</sup>	機材名	数量	理由
A. 学生 36 人用 LL システム			
A-1	教師用ユニット	1	構成上、LL システム一式として統合。
A-2	ボイスサーバーユニット	1	同上
A-3	システム管理制御ソフトウェア (USB クライアント付属)	1	同上
A-4	教師用管理 PC	1	同上
A-6	19 インチディスプレイ	2	同上
A-7	教師卓	1	同上
A-8	教師用サイドデスク	2	同上
A-9	サイドデスク用追加棚板	2	同上
A-10	学生卓	20⇒18	同上、クラス編成を 40 人⇒36 人に変更したため 18 台に変更。
A-11	学生用ユニット	40⇒36	同上、クラス編成を 40 人⇒36 人に変更したため 36 台に変更。

<sup>2</sup> No.は当初要請書の番号である。

### III

A-12	ヘッドセット	41⇒37	同上、クラス編成を 40 人⇒36 人に変更したため 37 個に変更。
A-17	AV コネクションパネル	1	構成上、A-16 液晶ビデオモニターに統合。
A-20	スピーカー用壁取付金具	1 対	構成上、A-19 スピーカーに統合。
A-24	UPS	1	LL システム一式として統合。
A-26	ボイスメモリーユニット	1⇒0	学生 48 名以上の場合に必要な拡張用ユニットであり、要請されている LL 機材 (36 人) の構成上不要なため削除。
A-27	USB クライアントユニット	20⇒18	LL システム一式として統合、かつクラス編成を 40 人⇒36 人に変更したため 18 台に変更。
A-28	スイッチングハブ	2⇒1	機材構成を確認した結果、数量が過剰なため 1 台に変更。
A-29	学生学習用 USB メモリー	40⇒36	LL システム一式として統合。かつクラス編成を 40 人⇒36 人に変更したため 36 個に変更。
A-30	USB デュプリケーター	2⇒0	要請されている LL 機材の構成上不要であり、かつ既に製造中止であるため削除。
A-31	USB デュプリケーター用ソフトウェア	2⇒0	要請されている LL 機材の構成上不要であり、かつ既に製造中止であるため削除。
A-32	ボイスサーバーユニット (スペア)	1	LL システム一式として統合。
A-33	学生用ユニット (スペア)	10⇒4	同上、かつ数量が過剰なため 4 台に変更。
A-34	USB クライアントユニット (スペア)	5⇒2	同上、かつ数量が過剰なため 2 台に変更。
A-35	再生ソフトウェア付 USB メモリー (スペア)	40⇒4	同上、かつ数量が過剰なため 4 個に変更。
A-36	ヘッドセット (スペア)	10⇒4	同上、かつ数量が過剰なため 4 個に変更。
A-37	接続ケーブル	一式	LL システム一式として統合。
A-38	据付用資機材	一式	LL システム一式として統合。
B. ビデオ制作機材			
B-2	リモコン付三脚	2	構成上、B-1 ビデオカメラレコーダーに統合。
B-3	充電式電池パック	20⇒6	同上、また数量が過剰なため 6 個に変更。
B-6	キャリングケース	2	構成上、B-1 ビデオカメラレコーダーに統合。
B-8	照明キット用ランプ(スペア)	4	構成上、B-7 照明キットに統合。
B-9	メモリーカード	4	構成上、B-1 ビデオカメラレコーダーに統合。
B-10	ビデオテープ (63 分用)	20⇒10	数量が過剰なため 10 本に変更。
C. ビデオ編集機材			
C-2	ノンリニア編集用カラーモニター	2	構成上、C-1 ノンリニア編集システムに統合。

C-11	マイクケーブルインターフェースパネル	1⇒0	マイク 2 本以上を接続する場合に必要な拡張用ユニットで、本要請はマイク 1 本のため削除。
C-12	編集卓	1⇒0	要請機関にて自己調達するため削除。
C-16	ビデオテープ (276 分用)	10⇒0	C-17 でビデオテープ (124 分) が要請されているため削除。
C-18	ビデオテープ (64 分用)	10⇒5	数量が過剰なため 5 本に変更。
D. ビデオ投影機材			
D-3	プロジェクター用ランプ (スペア)	4	構成上、D-1 液晶プロジェクターに統合。
D-4	プロジェクタースタンド	1⇒0	要請機関にて自己調達するため削除。
D-5	スタンド型 170 インチスクリーン	1	設置場所のサイズに合わせ、150 インチに変更。
D-8	光インターフェースカード	2	構成上、D-6 カラービデオカメラ、D-7 光信号伝送ユニットへ各 1 枚を含める。
D-11	シリアルデジタルインターフェース	2	シリアルは接続可能な機材が限定されるため、汎用性のあるアナログに変更。
D-15	液晶カラーモニター用ラックマウントユニット	1	構成上、D-14 液晶カラーモニターに統合。
D-23	スピーカースタンド	4	構成上、D-22 スピーカーに統合。
D-24	ケーブル接続パネル	2⇒1	構成上、数量が過剰なため 1 台に変更。

表-18 当初要請内容から変更及び追加された機材

機材名	数量	理由
A. LL 機材		
教師用椅子	1	要請内容から漏れていたが構成上必要、かつ耐久性のある日本製品を希望しているため追加。
学生用椅子	36	要請内容から漏れていたが構成上必要、かつ耐久性のある日本製品を希望しているため追加。
D. ビデオ投影機材		
ビデオテープ (標準サイズ、276 分)	5	要請内容から漏れていたが、要請されているビデオカメラには必要であるため初期稼働分を追加。

MINUTA DE DISCUSIONES DE  
ESTUDIO PRELIMINAR  
SOBRE  
EL PROYECTO PARA EL MEJORAMIENTO DEL EQUIPO DE APRENDIZAJE DE  
IDIOMA JAPONES DE LA UNIVERSIDAD DE PANAMA  
EN LA REPUBLICA DE PANAMA

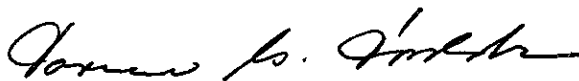
En respuesta a la solicitud del Gobierno de la República de Panamá (en adelante denominado “Panamá”), la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante denominado “JICA”) decidió realizar un Estudio Preliminar sobre el Proyecto para el Mejoramiento del Equipos de Aprendizaje de Idioma Japonés de la Universidad de Panamá (en adelante denominado “el Proyecto”) y encargó el estudio al Sistema de Cooperación Internacional del Japón (en adelante denominado “JICS”).

JICA envió a Panamá una misión del estudio preliminar (en adelante denominado “la Misión”) y su estadía en el país fue desde el 9 de agosto al 18 de agosto de 2009.

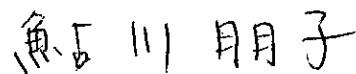
La Misión sostuvo una serie de discusiones con los funcionarios y técnicos del Gobierno de Panamá y confirmó los detalles de la solicitud. Los temas principales discutidos se describen en el DOCUMENTO ADJUNTO.

Deberá tomarse en cuenta que la implementación del estudio preliminar no implica ninguna decisión ni el compromiso por JICA para extender su cooperación financiera no reembolsable para el Proyecto en esta etapa.

Ciudad de Panamá, 17 de agosto de 2009



Prof. Carmen Cordoba  
Decana  
Facultad de Humanidades  
Universidad de Panamá



Lic. Tomoko Ayukawa  
Jefa  
Misión del Estudio Preliminar de JICA

## DOCUMENTO ADJUNTO

### I. Título del Proyecto

El título del Proyecto es “el Proyecto para el Mejoramiento del Equipo de Aprendizaje de Idioma Japonés de la Universidad de Panamá”.

### II. Objetivo del Proyecto

El objetivo del Proyecto es para contribuir a la promoción de la enseñanza del idioma japonés.

### III. Ítems solicitados por Panamá

#### 1. Sitio del Proyecto

El sitio del Proyecto es la Universidad de Panamá, Ciudad de Panamá, Panamá.

#### 2. Adquisición de Equipo

Los detalles de la solicitud están listados en el Anexo -1.

#### 3. Obra de Instalación y Capacitación de manejo de los Equipos de Aprendizaje de Idioma Japonés, Producción de Video, Edición de Video y Proyección de Video

#### 4. Servicio de Consultor

Los Documentos de Licitación, Asistencia para la Licitación en Japón, y Supervisión del Proyecto.

### IV. Agencias de Ejecución, Mecanismo de Coordinación

Agencia de Ejecución: Universidad de Panamá

Agencia Responsable: Universidad de Panamá

### V. Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón

1. La parte panameña ha entendido el esquema de la cooperación financiera no reembolsable del Japón, como se describe en el Anexo -2. En adición, la Misión ha explicado y la parte panameña ha confirmado que;

- 1) el consultor se recomendará por JICA,
- 2) los servicios del consultor se limitan a las obras de la asistencia y supervisión en Japón, debido a la limitación presupuestaria de la Donación,
- 3) la apertura de la licitación se llevará a cabo en Japón con la presencia del representante de la Embajada de Panamá en Japón.

2. La parte panameña tomará las medidas necesarias descritas en el Anexo-3, para la implementación sin inconvenientes del Proyecto, como las condiciones generales para que la Cooperación Financiera No Reembolsable se implemente.

### VI. Otros Asuntos Relevantes

## 1. Responsabilidades del País Beneficiario

Ambos partes han confirmado que la Universidad de Panamá hará inmediatamente preparativos para lo siguiente, en el caso que el Gobierno de Japón decida realizar la evaluación de Proyecto, y la parte panameña confirme la lista de equipo del Proyecto presentada por la Embajada del Japón.

- 1) Designar a un representante del Gobierno de Panamá para presenciar la apertura de licitación antes del aviso de la licitación.
- 2) Trasladar los equipos existentes, suministrar la energía eléctrica y tener preparada la habitación para los equipos a ser adquiridos antes de su llegada a Panamá.
- 3) Asignar o emplear más de tres ingenieros o técnicos necesarios antes de la llegada del equipo a Panamá.
- 4) Asegurar el presupuesto necesario para asignar más de tres ingenieros o técnicos que van a operar y dar mantenimiento a los equipos en referencia.
- 5) Asignar el personal técnico o ingenieros durante los trabajo de instalación del equipo a adquirir.
- 6) Asegurar el presupuesto necesario para la compra de repuestos, la reparación y para la utilización /mantenimiento del equipo efectiva y apropiadamente.
- 7) Antes de mover la implementación a la nueva construcción, primero solicitaremos la confirmación y la aprobación de JICA de Panamá sobre el proyecto del traslado y el sitio del traslado. Se preparará el medio ambiente que necesita y el correspondiente a la institución de la implementación.
- 8) En el caso de que se continúe a utilizando la implementación del Proyecto de Cooperación Financiera No Reembolsable de Japón de 1996, se mantienen el uso apropiado y el manteniendo según el artículo C/N bajo la responsabilidad de la Universidad de Panamá.
- 9) En el caso de que se dañe la implementación del Proyecto de Cooperación Financiera No Reembolsable de Japón de 1996 y es imposible usarla, se suprime y dispone de modo adecuado según el artículo C/N bajo la responsabilidad de la Universidad de Panamá.

## 2. Actividades de Publicidad sobre la Donación

Las siguientes actividades serán realizadas en el reconocimiento al pueblo y Gobierno del Japón por su valiosa contribución al desarrollo de la cultura del pueblo panameño:

- 1) Colocar un emblema de Asistencia Oficial para el Desarrollo (AOD) en el equipo donado
- 2) Colocar una placa conmemorativa en la entrada principal el Universidad de Panamá
- 3) Seguiremos anunciando las matriculas durante cada periodo de clases a lo largo de cada año en el periódico.
- 4) Distribución de folletos, en todos los Centros de la Universidad de Panamá en todo el país.
- 5) Distribución de folletos en las escuelas secundarias a los estudiantes graduandos de 12º año.
- 6) Llevar a cabo una ceremonia de entrega oficial en coordinación con la Oficina de JICA

en Panamá

- 7) Realizar reconocimiento público a través de los medios de comunicación (programas de televisión como SERTV/Canal 11, programas de radio como Radio Estereo Universidad, Diarios como La prensa, y otros)
- 8) Realizar una apreciación pública por la página web de la Universidad de Panamá
- 9) Promover y aumentar acontecimientos culturales japoneses (Concurso de Discurso del Idioma Japonés, Festival de Cultura y Cine Japonés, Seminario sobre económico y cultura japonesas, y otros)

FIN

La lista de los Equipos Solicitados

Cada uno de los equipos fue categorizado "A," "B" y "C" de acuerdo a su prioridad



**The Project  
for Improvement of Japanese Language Learning Equipment  
of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
A	LANGUAGE LABORATORY SYSTEM FOR 36 STUDENTS			A
A-1	Digital LL System	<p>*For 36 students</p> <p>*To be monitored the progress and drills for 36 students by teacher</p> <p>*Functions: including analyzer, study progress of each students, drill monitor (drill record status of students, monitor of individual student voice without disturbance to other students, simultaneous copy of teaching materials and recorded files to portable memory medias of all students</p> <p>*Components: including the followings, but not limited to; teacher unit x1, voice server unit x1, management software, management PC (desk top) with dual color LCD monitors (approx. 19") for teacher x1, desk with a chair for teacher, side-desk with 3 shelves for teacher x2, booth desk with 2 chairs for 2 students x18, student unit x36, headset with mic. x37, read-out unit with two output terminal to portable memory media x18, portable memory media for student homework x36. (The minor changes of the components may be allowed under condition of no degradation of the system functions and performances to be required.</p> <p>*Spares: voice server unit x1, student unit x4, read-out unit x2, portable memory media x4, headset x4</p>	1	A
A-2	RGB DISTRIBUTOR	*input x1, output x2	1	A
A-3	DVD PLAYER	<p>*19inch rack mount or shelf-top type</p> <p>*Playable media: including DVD Video, DVD-audio, Video CD, CD-DA, DVD+R/RW, DVD-R/RW</p> <p>*Video: color system; NTSC</p> <p>*Features: including slow motion, frame by frame playback, aspect adjustment</p> <p>*External interface: including the followings; Video output: Component, S-Video Audio output: Analog stereo</p>	1	A

**The Project  
for Improvement of Japanese Language Learning Equipment  
of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
A-7	DIGITAL POWERED MIXER	<ul style="list-style-type: none"> <li>*Color system: NTSC</li> <li>*Audio amplifier: to be incorporated at speaker-output</li> <li>*External interface: including the followings:               <ul style="list-style-type: none"> <li>- Video/RGB input: Video x3, RGB x3</li> <li>- Video/RGB output: Video x1, RGB x1</li> <li>- Audio input: mic x4, mic/line x2, stereo line x4</li> <li>- Audio output: line (balanced) x2, line (unbalanced) x4, Rec x2</li> <li>- Speaker output: stereo x1ch</li> </ul> </li> </ul>	1	A
A-8	SPEAKER	<ul style="list-style-type: none"> <li>*Enclosure: Bass reflex</li> <li>*Power capacity (PGM): approx. 80W or more</li> <li>*Frequency response: approx.65Hz to 40kHz, or wider range</li> <li>*To be compatible to Item A-7 Mixer in interface conditions</li> </ul>	2	A
A-9	SPEAKER WALL BRACKET	<ul style="list-style-type: none"> <li>*For mounting Item A-8 speaker on wall</li> <li>*To be tiltable both on horizontally and vertically</li> </ul>	2	A
A-10	LCD DATA PROJECTOR	<ul style="list-style-type: none"> <li>*Projection system: 3LCD panels, 1 lens</li> <li>*LCD panel: SXGA or better, 4.4million pixels or more</li> <li>*Projection lens: power zoom (1.3x or more), power focus</li> <li>*Max. light output: 4000 ANSI lumens or more</li> <li>*Acceptable video signals: RGB, component, DTV, composite, Y/C</li> <li>*Color system: NTSC</li> <li>*Resolution: Video: 750 TV lines or more, RGB: 1400x1050pixles or better</li> <li>*Speaker: to be incorporated</li> <li>*External interface:               <ul style="list-style-type: none"> <li>- Input: composite, S-Video, audio stereo, RGB, network (100Base-TX), RS-232C</li> <li>- Output: video monitor, audio stereo</li> </ul> </li> <li>*Accessories:               <ul style="list-style-type: none"> <li>- spare lamp x4</li> </ul> </li> </ul>	1	A

**The Project**  
**for Improvement of Japanese Language Learning Equipment**  
**of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
B	VIDEO PRODUCTION			A
B-1	DIGITAL HD VIDEO CAMERA RECORDER	<ul style="list-style-type: none"> <li>*Imaging device: 3x 1/3-inch CMOS or equivalent</li> <li>*Effective picture elements: approx. 1megapixels or more (@16:9)</li> <li>*Horizontal resolution: 800TV lines or more (@HDV)</li> <li>*LCD monitor to be equipped</li> <li>*Lens: auto/manual focus, optical zoom ratio; x12 or more</li> <li>*VTR format: including HDV and DV</li> <li>*Color system: NTSC</li> <li>*Recordable to cassette tape or flash memory card or both</li> <li>*Remote controller with the following functions to be provided;               <ul style="list-style-type: none"> <li>- control of focus, zoom, recording start/stop</li> <li>- attachable onto pan handle of tripod</li> </ul> </li> <li>*Tripod with pan handle to be provided.</li> <li>*Including spare rechargeable battery pack x3, AC adaptor/charger, shoulder brace, soft carrying case for c camcorder, carrying bag for tripod, flash memory card (8GB or more) x2</li> </ul>	2	A
B-2	ELECTRET CONDENSER MICROPHONE	<ul style="list-style-type: none"> <li>*To be mountable to Item B-1 Camcorder</li> <li>*Short shotgun, electret condenser type</li> <li>*Directivity: Uni-directional</li> </ul>	2	A
B-3	LED VIDEO LIGHT	<ul style="list-style-type: none"> <li>*Type: LED light for Video camera</li> <li>*To be mountable on Item B-1 Camcorder</li> <li>*Color temperature: approx. 5500K (or more) daylight</li> <li>*Light intensity (max. @1m): 600Lux or more (spot), 300Lux or more (flood)</li> <li>*Power source: rechargeable battery</li> <li>*Including spare battery x2</li> </ul>	2	A

**The Project**  
**for Improvement of Japanese Language Learning Equipment**  
**of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
C	<b>VIDEO EDITING SYSTEM</b>			A
C-1	NON-LINEAR EDITING WORKSTATION WITH EDITING SOFTWARE	*Consisting of workstation and non-linear editing software. *Color system: NTSC *Non-linear editing software for both HD and SD videos equivalent to or better than the followings. - Sony Vegas Pro9 + Sound Forge 9, or - Adobe Creative Suite Production Premium (Software version should be the latest)  *Workstation: to meet the specifications required by non-linear editing software, at least the followings; - CPU: dual cores - Main memory: 2GB or more - HDD: dual drives - DVD drive: writeable - Graphic controller - Monitor: dual, TFT color LCD, approx. 19inch - External interface: IEEE1394, USB2, Ethernet, mic, headphone *Interface: to be compatible among the related equipment in Group C	1	A
C-2	FLASH MEMORY CARD READER	*To be compatible with flash memory card for Item B-1 Camcorder *USB2 interface	2	A
C-3	DIGITAL HD VIDEO CASSETTE RECORDER	*The same as Item A-4	1	A
C-4	COLOR LCD MONITOR	*Type: TFT color LCD *Monitor size: approx. 20inch *Resolution: 1680x1050pixels or superior *Aspect: 16:10 or equivalent *External interface: including the followings; input; composite, S-video, audio, RGB output; composite, S-video, audio, RGB	1	A
C-5	STEREO HEADPHONES	*Type: closed dynamic *Driver unit: 40mm dia. *Frequency response: 5Hz to 30kHz or wider *Max. input power: approx. 1W	1	A

**The Project**  
**for Improvement of Japanese Language Learning Equipment**  
**of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
D	VIDEO PROJECTION SYSTEM			A
D-1	LCD DATA PROJECTOR	*The same as Item A-10 LCD data projector *Including spare lamp x4	1	A
D-2	PROJECTOR LONG FOCUS ZOOM LENS	*For Item D-1 Projector *Type: long focus zoom lens	1	A
D-3	SCREEN WITH STAND	*For projector *Type: on-site assembling type, portable, lightweight, front projection, floor standing *Screen size: approx.150inch *Screen: foldable soft material, white, *Screen stand: height adjustable *Carrying case: to be provided with casters	1	A
D-4	COLOR VIDEO CAMERA	*Type: robotic camera designed for remote video shooting applications *Color system: NTSC *Aspect ratio: 16:9 and 4:3 (both available by switching) *Image device: 3CCD, 1.07million pixels or more (gross) *Effective pixels: 768(H)x494(V) or more *Horizontal resolution: 600TV lines or more (4:3 mode) *Zoom: 12x or more (optical) *Pan/tilt angle: controllable *Pan/tilt speed: controllable *Minimum illumination: 7Lux or less *Remote control function: available to be remotely controlled for tilt, pan, zoom, set/selection of preset positioning *External interface: optical, compatible with Item D-6 optical fiber cable and Item D-5 optical multiplex unit (other connection method may be applicable on the condition of no degradation of transmission quality.)	1	A

**The Project  
for Improvement of Japanese Language Learning Equipment  
of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
D-9	DVD PLAYER	*The same as Item A-3	1	A
D-10	COLOR LCD MONITOR	*LCD panel: TFT color *Color system: NTSC *Viewable area size (diagonal): approx. 9inch *Resolution: 800x480pixles or more *Aspect ratio: 16:9 or equivalent *Speaker to be incorporated *External interface: including the followings: composite in/out, SDI in/out, stereo audio in, stereo audio monitor out *to be installed in Item D-19 equipment rack *Accessories: - 19inch rack mounting bracket	2	A
D-11	DYNAMIC MICROPHONE	*The same as Item C-8	4	A
D-12	MICROPHONE STAND	*Floor stand for Item D-11 Dynamic microphone, *Height: adjustable	2	A
D-13	MICROPHONE BOOM STAND	*Floor stand with boom for Item D-11 Dynamic microphone *Height: adjustable	2	C
D-14	MICROPHONE TABLE STAND	*The same as Item C-9	4	C
D-15	POWER AMPLIFIER	*Output power (8ohm): 500+500W or more *Frequency response: 20Hz to 50kHz within+0.5dB/-1dB *S/N: approx.103dB or more *External interface: compatible with Item D-16 equalizer and with Item D-17 Speaker system, respectively *19inch rack mount type	2	A

**The Project  
for Improvement of Japanese Language Learning Equipment  
of University of Panama**

**Required Equipment List with specifications**

Item No. (New)	Description	Specifications	Q'ty	Priority
D-23	SPEAKER CABLES	*speaker cable with connectors on both ends from Item D-19 equipment rack to Item D-17 speakers	1	C
D-24	INSTALLATION MATERIALS	*various materials to be required to complete Group-D system.	1	A
D-25	VIDEO TAPE	*Standard cassette *For HDV *Recording time: 276mm or longer (HDV)	5	A

A-17 Details of Japanese Teaching Materials

No.	タイトル	出版社	発行年	冊数
1	西和辞典	エンデルレ書店	1986	20
2	日本語集中トレーニング (テキスト)	アルク	2004	1
3	日本語集中トレーニング (CD)	アルク	2004	1
4	スペイン語圏の人たちのための日本語基礎文法	ピアソンエデュケーション	2008	1
5	日本語で話そう 1 (テキスト)	英語教育協議会	1991	1
6	日本語で話そう 1 (テープ)	英語教育協議会	1991	1
7	日本語で話そう 2 (テキスト)	英語教育協議会	1991	1
8	日本語で話そう 2 (テープ)	英語教育協議会	1991	1
9	日本語で話そう 3 (テキスト)	英語教育協議会	1992	1
10	日本語で話そう 3 (テープ)	英語教育協議会	1992	1
11	日本語で話そう 4 (テキスト)	英語教育協議会	1992	1
12	日本語で話そう 4 (テープ)	英語教育協議会	1992	1
13	日本～その姿と心～ Vol. 1	日鉄技術情報センター	2008	1
14	日本～その姿と心～ Vol. 2	日鉄技術情報センター	2008	1
15	日本～その姿と心～ Vol. 3	日鉄技術情報センター	2008	1
16	日本人のライフスタイル ホームステイ	NHKインターナショナル		1
17	日本人のライフスタイル 大学生諸君	NHKインターナショナル		1
18	日本人のライフスタイル 留学生ダレスとラーマン	NHKインターナショナル		1
19	日本人のライフスタイル サラリーマン一家の日曜日	NHKインターナショナル		1
20	日本人のライフスタイル 包丁一本	NHKインターナショナル		1
21	日本人のライフスタイル ハロー!ふるさと	NHKインターナショナル		1
22	日本人のライフスタイル 警察官物語	NHKインターナショナル		1
23	日本人のライフスタイル 女性社長の日々	NHKインターナショナル		1
24	日本人のライフスタイル おやじの海	NHKインターナショナル		1
25	日本人のライフスタイル 鹿野山小学校	NHKインターナショナル		1
26	日本人のライフスタイル マンガ家志望	NHKインターナショナル		1
27	留学生・技術研修生のための使える日本語 DVD版	金沢工業大学出版局	2007	1
28	世界がみつめる日本	成美堂	1993	1
29	日本の今を世界へ	成美堂	1991	1
30	日本のアニメクラシックコレクション DVD4巻セット	デジタル・ミーム	2007	1
31	ビデオ講座 日本語1 受け身	東京書籍		1
32	ビデオ講座 日本語2 使役・使役受け身	東京書籍		1
33	ビデオ講座 日本語3 時の表現 (1)	東京書籍		1
34	ビデオ講座 日本語4 時の表現 (2)	東京書籍		1
35	ビデオ講座 日本語5 敬語 (1) 尊敬語	東京書籍		1
36	ビデオ講座 日本語6 敬語 (2) 待遇表現	東京書籍		1
37	ビデオ講座 日本語7 基本動詞	東京書籍		1
38	ビデオ講座 日本語8 時の表現 (3)	東京書籍		1
39	ビデオ講座 日本語9 やりもらいの表現 (1)	東京書籍		1
40	ビデオ講座 日本語10 やりもらいの表現 (2)	東京書籍		1
41	ビデオ講座 日本語11 他動詞・自動詞	東京書籍		1
42	ビデオ講座 日本語12 使役2 (許容使役)	東京書籍		1
43	ビデオ講座 日本語13 基本動詞2	東京書籍		1
44	ビデオ講座 日本語14 日本語のジェスチャー	東京書籍		1

\* If DVD or CD in place of Tape is available, the first media shall be given a priority.



## **Cooperación Financiera No Reembolsable de Japón**

El Gobierno del Japón (en adelante se denominará “GdJ”) realiza la reforma organizacional para mejorar la calidad de operaciones de la Asistencia Oficial para el Desarrollo (AOD). Como una parte de este reajuste, una nueva ley de JICA entró en vigencia el 1 de octubre de 2008. Basado en la ley y la decisión de GdJ, JICA llegó a ser la agencia ejecutora de los proyectos de la Cooperación Financiera No Reembolsable para Proyectos Generales, para la Pesca y para la Cooperación Cultural.

La Cooperación Financiera No Reembolsable es el fondo que no requiere la obligación de reembolso por parte un país receptor para adquirir facilidades, equipos y servicios (servicios de ingeniería, transporte de los productos y etc.) con el fin de contribuir al desarrollo económico y social del país bajo los principios de las leyes y reglamentos relevantes de Japón. La Cooperación Financiera No Reembolsable no se realiza a través de la donación de materiales y etc.

### 1. Procedimientos de la Cooperación Financiera No Reembolsable

Se realiza la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón como siguiente:

- Estudio (Estudio Preliminar) (en adelante se denominará “el Estudio”)
  - JICA ejecuta el Estudio.
- Evaluación y Aprobación
  - Evaluación por el GdJ y aprobación por su Gabinete del Japón
- Decisión de ejecución
  - Notas canjeadas entre el GdJ y un país receptor
- Acuerdo de Donación (en adelante se denominará “el A/D”)
  - Acuerdo establecido entre JICA y el país receptor
- Ejecución
  - Realización del Proyecto en base del A/D

### 2. Estudio Preliminar

#### (1) Contenido del Estudio

El propósito del Estudio es proveer de un documento básico necesario para la aprobación del Proyecto por JICA y por el GdJ. Los contenidos del Estudio son como siguientes:

- Confirmación de los antecedentes, objetivos, y beneficios del Proyecto y capacidad institucional de las agencias concernientes del país receptor necesarias para la implementación

del Proyecto.

- Evaluación de la factibilidad del Proyecto que se implementa bajo el Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable desde los puntos de vista técnica, financiera, social y medio-ambiental.
- Confirmación de los ítems acordados por ambas partes acerca del concepto básico del Proyecto.
- Preparación de un diseño básico (una lista de equipo) del Proyecto.
- Estimación de los costos del Proyecto.

El contenido del Proyecto aprobado arriba mencionado no necesariamente coincide totalmente con la solicitud original, sino que se confirma en consideración a los directrices del esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable.

JICA exigirá al Gobierno del país receptor tomar todas las medidas necesarias para promover su auto-suficiencia en la implementación del Proyecto. Estas deberán ser garantizadas aunque estén fuera de la jurisdicción de la entidad ejecutora del Proyecto en el país receptor. Por lo tanto, la ejecución del Proyecto será confirmada por todas las organizaciones relevantes en el país receptor mediante las Minutas de Reuniones.

## (2) Selección de la compañía consultora

Al realizar el Estudio sin inconveniencias, JICA selecciona una de las compañías consultoras - entre aquellas registradas en JICA - mediante una licitación en la que presentan sus propuestas.

## (3) Los resultados del Estudio

JICA revisa el informe del Estudio. Después de que se haya confirmado la apropiación y precisión del Proyecto, JICA recomienda al GdJ que apruebe la implementación del Proyecto.

## 3. Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable

### (1) El C/N y el A/D

Después de que el Gabinete del Japón aprueba el Proyecto el Canje de Notas (en adelante se denominará "el C/N") será firmado entre el GdJ y el Gobierno Receptor, con el fin de asegurar la asistencia, al cual sigue la suscripción del A/D entre JICA y el Gobierno del país receptor para definir artículos necesarios para la implementación del Proyecto, tales como condiciones de pago, responsabilidades del Gobierno del país receptor, y condiciones de adquisición.

## (2) Selección de Consultores

La compañía consultora seleccionada que se encargó el Estudio se recomendará al país receptor por JICA para trabajar en la implementación del Proyecto después de las firmas del C/N y A/D con el fin de mantener la consistencia tecnológica.

## (3) País de procedencia elegible

Bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable, en el principio, los productos y servicios japoneses, incluyendo el transporte, o éstos del país receptor se deberán adquirir: No obstante lo arriba mencionado, la Cooperación Financiera No Reembolsable podrá ser utilizada, cuando JICA y el país receptor lo estimen necesario, para la adquisición de productos y servicios de terceros países (países que no sean ni Japón ni el país receptor). Sin embargo, los contratistas principales para la ejecución del Proyecto como consultores, constructores y proveedores deberán ser nacionales japoneses.

## (4) Necesidad de Verificación

El Gobierno del país receptor o su autoridad designada, concertará contratos, en yenes japoneses, con nacionales japoneses. Tales contratos deberán ser verificados por JICA. Esta verificación es necesario para asegurar la responsabilidad a contribuyente japonés debido que el fondo de donación proviene de los impuestos generales de los nacionales japoneses.

## (5) Responsabilidad del Gobierno del país receptor

El Gobierno del país receptor tomará las medidas necesarias como se explica en el Anexo.

## (6) Uso Adecuado

El país receptor deberá asegurar que las instalaciones construidas y los productos adquiridos bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable sean debida y efectivamente mantenidos y utilizados para la ejecución del Proyecto, y asignar el personal necesario a tal fin. Deberá también sufragar todos otros gastos necesarios para la ejecución del Proyecto, excepto aquellos gastos a ser cubierto por la Donación.

## (7) Exportación y Reexportación

Los productos adquiridos bajo la Donación no deberán ser exportados ni reexportados del país receptor.

## (8) Arreglo Bancario

- a) El Gobierno del país receptor o su autoridad designada deberá abrir una cuenta bancaria a nombre del Gobierno del país receptor en un banco en Japón (en adelante se denominará “el Banco”). JICA efectuará la Donación efectuando pagos, en yenes japoneses, para cubrir las obligaciones contraídas por el Gobierno del país receptor o la autoridad designada por él, bajo los Contratos Verificados.
- b) Los pagos por parte del Japón se efectuarán, cuando el Banco presente las solicitudes de pago a JICA, en virtud de la autorización de pago (A/P) expedida por el Gobierno del país receptor o su autoridad designada.

(9) Autorización de Pago (A/P)

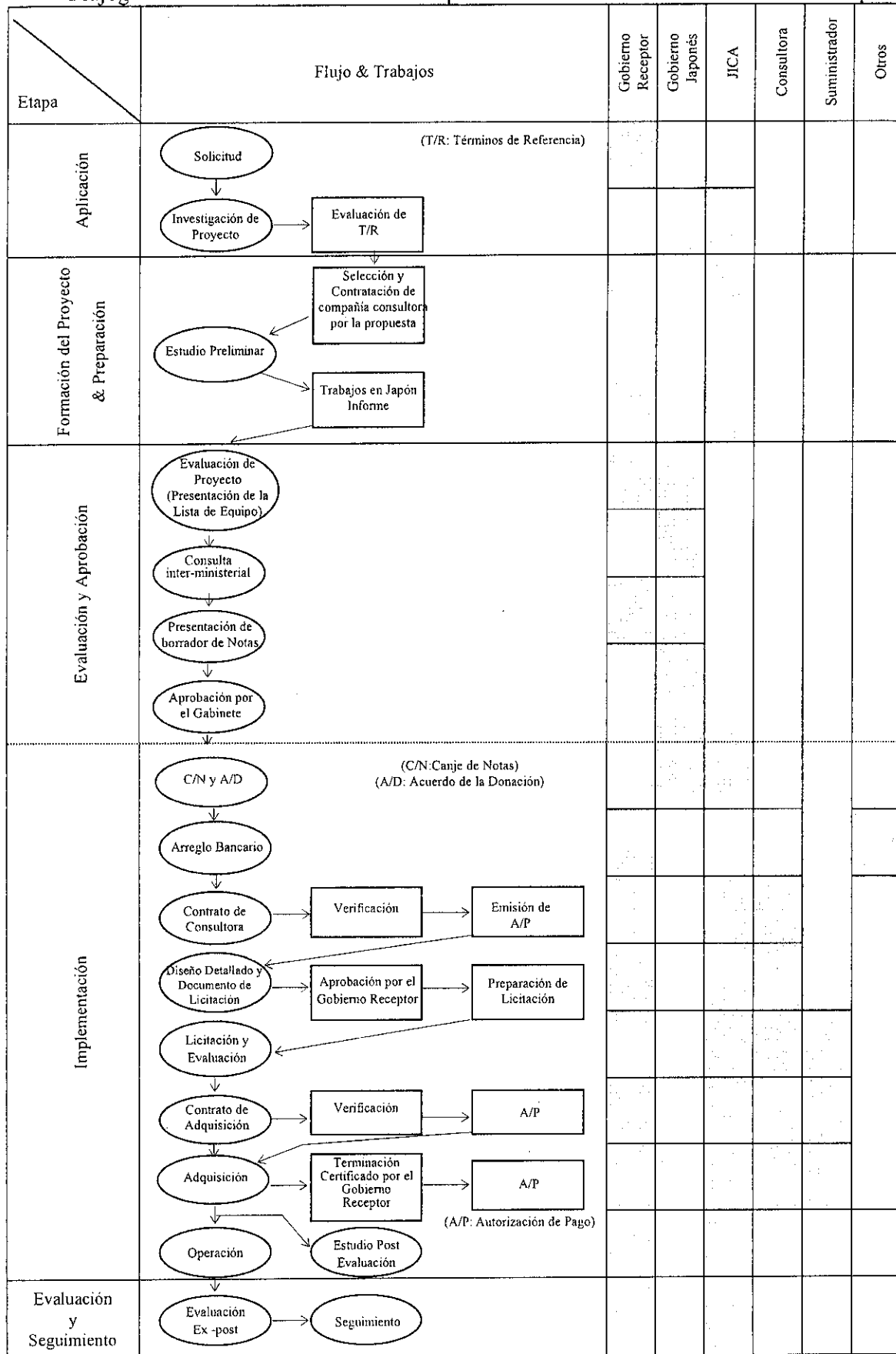
El Gobierno del país receptor deberá cubrir la comisión de aviso de la autorización de pago y comisiones de pago al Banco.

(10) Consideraciones medioambientales y sociales

El país receptor deberá asegurar las consideraciones medioambientales y sociales para el proyecto y respetar regulaciones medioambientales del país receptor y las directrices socio-ambiental de JICA.

(FIN)

## Flujograma de Procedimientos de la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón



## Medidas necesarias a ser tomadas por ambos Gobiernos

NO	Ítems	Cubierto por el Gobierno de Japón	Cubierto por el País Beneficiario
1	Pagar al Banco en Japón siguientes comisiones en base al Acuerdo Bancario (A/B)		●
	1) Comisión de Aviso del A/P		●
	2) Comisión de Pago		●
2	Asegurar el desembarque y despacho aduanero de los bienes en el puerto de desembarque del país beneficiario		●
	1) Transporte marítimo (aéreo) de los bienes del Japón al país beneficiario	●	
	2) Transporte interno desde el puerto de desembarque hasta el lugar del proyecto	●	
3	Exonerar a los japoneses del pago de impuestos tales como impuestos aduaneros, impuestos internos y otros gravámenes imposables en el país beneficiario con respecto al suministro de los bienes y servicios provistos dentro del marco del contrato verificado.		●
4	Realizar las gestiones necesarias para que los japoneses, cuyos servicios puedan ser necesarios en conexión con el suministro de los bienes y servicios suministrados bajo el contrato verificado, cuenten con las facilidades necesarias para la entrada en el país beneficiario y su estadía durante la realización de su trabajo.		●
5	Mantener y utilizar eficiente y apropiadamente las instalaciones construidas y los equipos dentro de la Cooperación Financiera No Reembolsable.		●
6	Asumir todos los gastos, aparte de los cubiertos por la Cooperación Financiera No Reembolsable, que sean necesarios para la construcción de las instalaciones al igual que para el transporte e instalación de equipos.		●

パナマ共和国向けパナマ大学日本語学習機材整備計画  
事前調査討議議事録

パナマ共和国（以下「パ」国という。）政府の要請を受け、国際協力機構（以下「JICA」という。）は、パナマ大学日本語学習機材整備計画に関する事前調査実施を決定し、日本国際協力システム（以下「JICS」という。）に次の右調査の実施を委託した。

JICA は、事前調査団（以下「調査団」という。）を 2009 年 8 月 9 日から 18 日まで「パ」国に派遣した。

調査団は、「パ」国政府関係者（以下「パ」国側という。）と討議を行い、要請の詳細を確認した。討議の主要事項は添付文書のとおりである。

事前調査を実施することは現段階で JICA が援助を行うことを決定したという意味ではない。

パナマ市、2009 年 8 月 17 日

---

カルメン・コルドバ  
学部長  
人文学部  
パナマ大学

---

鮎川 朋子  
調査団長  
国際協力機構事前調査団

## 添付文書

### I. 案件名

案件名は「パナマ大学日本語学習機材整備計画」である。

### II. 案件の目的

案件の目的は、日本語教育の促進に寄与することである。

### III. 「パ」国側要請機材について

#### 1. プロジェクトサイト

案件の実施場所は「パ」国、パナマ市、パナマ大学である。

#### 2. 機材調達

要請機材の詳細は、添付-1 に示すとおりである。

#### 3. コンサルタントサービス

入札図書準備、日本での入札補助業務及び案件監理

### IV. 実施機関、協力メカニズム

実施機関：パナマ大学

責任機関：パナマ大学

### V. 日本無償資金援助スキーム

1. 「パ」国側は、添付-2 に示す日本無償資金援助スキームを理解した。また、調査団は次のことを説明し、「パ」側は確認した。

- 1) 案件のコンサルタントは JICA によって推薦される。
- 2) コンサルタント業務は、援助の予算制限により日本での補助及び監理に限られる。
- 3) 案件の入札は、在日「パ」国大使館の代表者の出席のもと日本で行われる。

2. 日本の無償資金援助の実施条件として、「パ」国側は円滑な実施のために別添-3 に示すとおり、必要とされる措置を講じる。

### VI. 関連事項

#### 1. 被援助国の責任

日本政府がプロジェクト査定を行うことを決定し、「パ」国側が日本大使館を通じ提示された本プロジェクトの機材リストに同意した場合には、両者は速やかに次のプロジェクト実施のために準備を行うことを確認した。

- 1) 入札会に立ち会う「パ」国の代表者を公示前に任命する。
- 2) 調達予定機材が「パ」国に到着する前に既存機材を移動し、電源の供給や、施設の準備をする。
- 3) 「パ」国へ機材が到着する前に 3 人以上の技術者を任命する（ビデオ関連機材）。



- 4) 上記3人以上の技術者の人件費、維持管理費、運用費など必要な予算を確保する。
- 5) 機材の据付時に技術スタッフを任命する。
- 6) スペアパーツの購入、修理に必要な予算を確保し、機材を効果的に適正に使用/維持する。
- 7) 機材を移転する場合においては、新校舎の建設前、JICA パナマ支所に確認し了承を得たうえ、必要な環境が整備された教室を準備することとする。
- 8) 1996年度文化無償資金協力にて支援された機材は引き続き使用する場合、交換公文の条項に則り、パナマ大学の全責任において機材の維持管理や適正利用により有効活用を図る。
- 9) 1996年度文化無償資金協力にて支援された機材が使用不可能となった場合、交換公文の条項に則り、パナマ大学の全責任において適正な機材の廃棄処分を行う。

## 2. 文化無償における広報活動

日本国政府及び国民が「パ」国民の文化的発展のために貴重な貢献をしたことを認識するため、次のことを実施する。

- 1) 日本のODAマークを援助機材に貼る。
- 2) 同大学の主要玄関に銘板を設置する。
- 3) 開講前に掲載するクラスの新聞広告において広報を続ける。
- 4) 大学のパンフレットに我が国援助を掲載する。
- 5) 12歳以上が学ぶ中等教育校において大学のパンフレットを配布する。
- 6) JICA パナマ支所と調整し引渡し式を開催する。
- 7) 各種メディア（教育TV（SERTV/CANAL11）の同大学番組「TV CLASIFICADOS」、同大学のラジオ番組、「LA PRENSA」等の新聞等）を通じて広報を行う。
- 8) 同大学のウェブサイトで我が国援助を広報する。
- 9) 日本の文化的イベント（日本語弁論大会、日本文化・映画祭、日本文化・経済セミナー等）を拡大し促進する。

以上

# コスタリカ共和国

## 国立劇場視聴覚機材整備計画

### 調査結果概要

## 目 次

## プロジェクト位置図

## 写真

	頁
1. プロジェクトの背景・経緯 -----	1
(1) 要請の背景・目的 -----	1
(2) 要請の内容 -----	1
1) 要請年月 -----	1
2) 要請金額 -----	1
3) 要請内容 -----	1
2. 我が国の関連分野への協力 -----	1
(1) 我が国の関連分野への協力 -----	1
(2) 他のドナー国・機関の援助動向 -----	2
3. プロジェクトの実施体制 -----	2
(1) 組織 -----	2
(2) 財政状況 -----	5
(3) 技術水準 -----	5
(4) 既存施設・機材 -----	7
4. プロジェクトの内容 -----	9
(1) プロジェクトの概要 -----	9
1) 上位計画 -----	9
2) 当該セクターの現状 -----	9
3) プロジェクトの目的 -----	9
(2) プロジェクトの基本計画 -----	10
1) 設計方針 -----	10
2) 基本計画（機材計画） -----	10
3) 機材等調達計画 -----	13
4) 機材据付及び操作指導 -----	14
5) 事業実施工程表 -----	14
(3) 相手国側負担事項 -----	16
(4) 運営維持管理 -----	16
(5) 実施に当たっての留意事項 -----	17
機材の据付に係る留意点 -----	17

5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果 -----	17
(1) プロジェクトの効果 -----	17
1) 直接効果 -----	17
2) 間接効果 -----	17
(2) 課題・提言 -----	18
1) ビデオ撮影機材・編集機材専属技術者の配置 -----	18
2) 我が国支援に係る広報計について -----	18
(3) プロジェクトの妥当性 -----	18
6. 付属資料 -----	19
(1) 調査団員・氏名 -----	19
(2) 調査行程 -----	19
(3) 関係者（面会者）リスト -----	19
(4) 討議議事録及び当初要請からの変更点 -----	20

プロジェクト位置図：コスタリカ共和国 サンホセ市

(中米地図)



(コスタリカ地図)



(出典：University of Texas Libraries)

## 写真



写真-1：国立劇場 外観



写真-2：劇場後方のドーム部分を修復中。重要歴史文化財である同劇場では、頻繁に建物内外のメンテナンスが行われている。



写真-3：国立劇場 客席



写真-4：国立劇場 舞台



写真-5：バルコニー席3階に設置されたカメラ。撮影用カメラを監視カメラで代用している。



写真-6：舞台下手の照明調整室



写真-7：舞台上手に設置されたモニター



写真-8：舞台上の綱元。安全性の観点から舞台上





写真-9：カフェテリアに設置されたフラットディスプレイ

での動きを確認するためのモニターが必要。



写真-10：同左。  
監視カメラからの映像のため、画質が悪い。



写真-11：劇場ロビー。  
左奥にフラットディスプレイを設置予定。



写真-12：楽屋。  
鏡の上にモニターディスプレイを設置予定。



写真-13：ホワイエでの  
「夕暮れ時の音楽会」の様子。



写真-14：ホワイエでの  
「夕暮れ時の音楽会」の様子。



写真-15：国立劇場所有のバルガス・カルボ劇場  
(同劇場向かい)。客席が3方向のため、舞台上の  
演目を2ヶ所から撮影することを希望。



写真-16：映像編集室になる予定の、現裁縫室。  
案件実施後は国立劇団裁縫室に移転統合される  
予定。



写真-17：国立劇場資料室に保管されたVHSビデオテープ



写真-18：1989年度文化無償の機材リスト



写真-19：整然と保管されているマイクスタンド



写真-20：消耗品類は、鉄格子付・鍵付きの備品保管庫にて管理されている。



写真-21：1989年度文化無償にて整備された調光器。現在も使用されている。



写真-22：1989年度文化無償にて整備されたパワーアンプ。現在も使用されている。



写真-23：国立劇場技術者のスケジュール表



写真-24：国立劇場内 修復作業の様子



## 1. プロジェクトの背景・経緯

### (1) 要請の背景・目的

コスタリカ共和国（以下「コ」国という。）では、劇場での演劇、オペラ、舞踊及び音楽鑑賞が国民の生活文化として根付いている。しかしながら、「コ」国随一の劇場である国立劇場は、特に視聴覚機材について公演主催者の要求に応えられる機材を有しておらず、劇場使用者にとって経済上、演目上の制約となっている。また、建築物として歴史的文化的価値が高いものの、建設当時に音響調整室や照明調整室の適切な配置について考慮されていなかったために、調整室から舞台が見えず、舞台技術・機材操作の観点から物理的な制約を負っている。

「コ」国政府は、国立劇場の視聴覚機材を整備することにより、舞台オペレーションの改善及び出演者、観客へのサービスの向上、同国における文化・芸術の振興、文化・芸術水準の更なる向上を目的として、機材の整備に必要な資金協力を我が国に対し要請した。

### (2) 要請の内容

- 1) 要請年月 2008年8月
- 2) 要請金額 49.9百万円
- 3) 要請内容 合計76品目
  - ①ホールビデオ撮影システム：カラービデオリモートカメラ等22品目
  - ②ビデオプロジェクターシステム：プロジェクター等5品目
  - ③多目的ビデオカムコーダー：デジタルビデオカメラ・レコーダー等14品目
  - ④ビデオ編集システム：ノンリニア編集システム等14品目
  - ⑤ホワイエ用ディスプレイ機材：40インチフラットディスプレイ等4品目
  - ⑥ステージ及び楽屋用ディスプレイ：20インチカラーモニター等12品目
  - ⑦ワイヤレスマイク機材：ベルトパック送信機等5品目

## 2. 我が国の関連分野への協力

### (1) 我が国の関連分野への協力

我が国の関連分野への協力実績は表-1に示すとおりである。国立劇場に我が国の無償資金協力により整備された音響及び照明機材は、3.(4)にて後述するとおり、20年を経た現在（2009年8月現地調査時点）も使用されている機材が半数以上あり、使用状況及び維持管理状況は良好である。

表-1 我が国の関連分野への協力実績

実施年度	協力形態	案件名	供与限度額	概要
1988年	無償資金協力	メリコ・サラサーン劇場 に対する音響・照明機材	41百万円	音響機材及び照 明機材の調達
1989年	無償資金協力	国立劇場に対する音響・ 照明機材	47百万円	音響機材及び照 明機材の調達



また、国立劇場の組織図は図-2のとおりであり、劇場長以下、89人の職員を有する（内部監査の1人を含む）。なお、審議会メンバーは青年文化大臣が任命し、劇場にて上演される作品の選定及び決定を行っている。

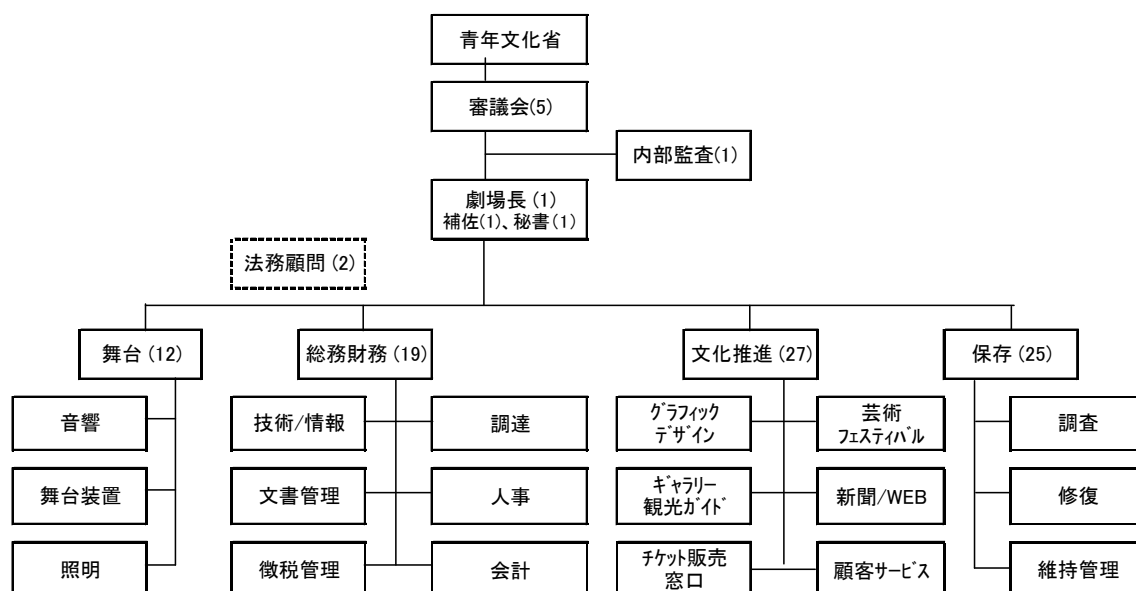


図-2 国立劇場 組織図

国立劇場は、1890年、法律により設立が決定され、7年の歳月を費やして1897年に完成した。パリのオペラ座を模した豪華な建物は、ヨーロッパの一流技師らにより、ヨーロッパから輸入した資材（ガラス、大理石、調度品等）を用いて建設され、1965年に「コ」国の重要歴史文化財として指定された。約1,000席のメインホール、約100人収容のホワイエ（歴史的な絵画や天井画、壁画、彫刻を備えている）、ロビー左横のカフェテリア、3つのギャラリー（絵画、彫刻展示スペース）<sup>1</sup>、劇場裏斜め向かいに約80人収容のバルガス・カルボ劇場を有している。

国立劇場は、観光立国である「コ」国の主要な観光名所としても賑わいをみせ、年間約7万人の観光客が訪れている。また、法律で「最高レベルの芸術作品を上演し、以って舞台芸術を推進すること」と定められており、メインホールでの公演内容は、国立劇場審議会において作品の選定・決定が行われるなど、厳選された高いレベルの作品が常に上演され、年間約9万人の観客を集めている。（一方、バルガス・カルボ劇場は、実験的な演劇作品が上演されている。）

国立劇場の活動実績は表-3のとおりであり、主にクラシックやオペラなどのコンサートが上演されている。舞台正面バルコニー席の3階席にはカメラ（監視カメラで代用）が設

<sup>1</sup> ギャラリー「ホアキン・ガルシア・モンヘ」（La galería Joaquín García Monge、同劇場東側斜め向かい）、「ホセ・ロベス・エスカレ」（La galería José Luis López Escarré、同劇場カフェテリア内）、「エンリケ・エチヤンディ」（La galería Enrique Echandi、ロビー右奥）。なお、「ホアキン・ガルシア・モンヘ」は閉鎖され、同劇場の事務所になる予定（2010年1月16日付けコスタリカ Nacion.com 掲載記事による）。

置され、撮影された映像は、カフェテリアのプラズマモニターに配信され放映されている。カフェテリアの利用客は年間約 3 万人であり、公演のライブ放映及び DVD 放映を鑑賞することができる。

国立劇場は、メインホールでの夜間公演のほかに、夜間公演の内容をショートプログラムにした公演を昼間と夕方に開催している。2008 年から毎週火曜日正午から 45 分間の「昼間劇場」を、2009 年 8 月からはホワイエを利用して毎週木曜の午後 5 時から 40 分間の「夕暮れ時の音楽会」を開始し、好評を博している。「昼間劇場」は、夜間の外出が困難な高齢者や主婦、サンホセ市内劇場周辺で働く人々を対象にし、「夕暮れ時の音楽会」は、仕事帰りの人々を対象にしている。国立劇場の舞台芸術やクラシック音楽を身近に親しんでもらうことを目的とし、料金も前者は 1 ドル、後者は 2 ドルに抑えられていることもあり、毎回満席となるほど盛況である。また、月に一度、午前 10 時半から学生や障害を持った人を対象に、同様の音楽会を開催している。さらに、国立劇場資料保管室には、1987 年の劇場公開以降の新聞記事や主要なパンフレットともに、既存のビデオカメラ（家庭用ビデオカメラ 1 台）及びレンタル機材により撮影された作品（VHS テープ）355 本（未編集及び編集済み作品）、CD・DVD 作品 50 本が保管され<sup>2</sup>、研究者や一般市民の利用に役立ち、後世に保存されている。

表-3 コスタリカ国立劇場の活動実績<sup>3</sup>

年度	クラシック、オペラ	ジャズ、ポピュラーミュージック	バレエ、ダンス、民族舞踊	演劇、ミュージカル	式典、講演、会議、その他	合計
2006 年						
公演回数	75	4	29	8	6	122
観客数	36,210	3,085	14,110	3,517	702	57,624
観光客						75,440
2007 年						
公演回数	82	3	30	2	5	122
観客数	49,650	4,354	7,380	975	179	62,538
観光客						70,274
2008 年						
公演回数	90	14	31	5	9	149
観客数	39,818	6,448	14,366	1,626	580	62,838
観光客						68,154
2009 年（計画）						
公演回数	108	17	38	19	12	194
観客数	51,764	8,383	1,8676	10,312	1,401	90,536
観光客						69,120

<sup>2</sup> コスタリカ国立大学と提携し、デジタル化を進める予定である（同意書に署名予定）。

<sup>3</sup> 劇場の公演シーズンは 2 月～11 月まで。公演数及び観客数は、大ホール及びホワイエでの公演のみ。バルガス・カルボ劇場及び地方公演は含んでいない。

## (2) 財政状況

国立劇場の2007年から2010年にかけての予算は、表-4のとおりである。国立劇場の予算は、青年文化省からの予算と、入場料等の独自収入とで構成されるが、毎年増加傾向にあり、本プロジェクトの実施に必要な予算は問題ないと判断される。収入と支出との差額（残額）は、翌年度の独自収入に繰り越されている。

なお、国立劇場は、法律により、入場料に係る税（6%）を徴収し、50%を独自予算に、50%を他機関への補助金として移転することと定められている（表-4の税収移転費に該当）。移転先及び配分は、①メリコ・サラサーレ劇場を通して国立劇団へ30%、②コスタリカ美術館へ10%、③国立音楽センターを通して国立交響楽団へ10%となっており、間接的でありながら、財政面において他の文化施設及び文化団体の活動を支援している。

表-4 国立劇場 予算

(単位:コロン)

年 度	2007	2008	2009	2010
<b>収入</b>				
青年文化省予算	346,330,000.00	430,909,800.00	1,163,407,500.00	1,233,211,950.00
独自収入	797,720,841.43	843,872,301.31	910,607,124.08	1,001,667,836.49
合 計	1,144,050,841.43	1,274,782,101.31	2,074,014,624.08	2,234,879,786.49
<b>支出</b>				
給与	457,754,735.28	523,522,116.09	674,907,762.99	742,398,539.29
光熱費、消耗品等物品及びサービス購入費	238,352,005.40	307,362,194.17	589,371,068.34	648,308,175.17
税収移転費	215,649,194.60	272,233,112.07	267,344,890.02	294,079,379.02
施設・機材購入費	37,310,639.41	26,870,129.24	89,768,340.00	98,745,174.00
施設	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
機材	(37,310,639.41)	(26,870,129.24)	(89,768,340)	(98,745,174)
修理・維持管理費	6,374,092.75	6,038,915.62	14,333,265.00	16,483,254.75
施設	(1,077,780.00)	(75,000.00)	(0.00)	(0.00)
機材	(5,296,312.75)	(5,963,915.62)	(14,333,265.00)	(16,483,254.75)
施設増築・改善費	126,016,611.32	6,150,000.00	105,954,718.59	116,550,190.45
翌年度収入に繰越	62,593,562.67	132,605,634.12	332,334,579.14	318,315,073.81
合 計	1,144,050,841.43	1,274,782,101.31	2,074,014,624.08	2,234,879,786.49

## (3) 技術水準

国立劇場の技術者は、表-5のとおりであり、音響技術者2人、照明技術者4人、舞台装置技術者5人を有している。劇場に十分な視聴覚機材がないため、専任のビデオ技術者は在籍しておらず、照明技術者2人が兼務している。兼任の2人は経験26年と13年の照明技術者であるが、映像機材操作に関する経験は浅いため、本案件で整備予定の映像編集システムに関して、国立劇場では、案件採択後に2人のビデオ撮影・編集機材専門技術者を採用予定であり、既に候補者リスト表-6を作成している。

要請機材のホール映像撮影システム、可搬録画システム、ビデオ編集システム及び劇場内映像モニターシステムは、現在照明・ビデオ機材を担当している技術者2人及び新規に

採用予定のビデオ機材・編集専門技術者 2 人が使用する予定である。ビデオプレゼンテーションシステムは、現在照明・ビデオ機材を担当している技術者 2 人及び公演主催者側が使用する予定である。ワイヤレスマイクシステムは、現在音響機材を担当している技術者 2 人及び演者が使用する予定である。新規に採用される予定の技術者も含め、13 人中 10 人が、10 年以上の経験を有しており、技術者の経験年数及び技術レベルを鑑みて、要請機材の使用に問題はないと判断される。

表-5 コスタリカ国立劇場技術者

	氏名	専門分野	経歴/学歴	役職	国立劇場での経験年数	担当機材
1	Claudio Schifani Alvarez	技術者兼特別専門職(演劇制作)	コスタリカ、スペイン、米国等にて音響及び照明に係る研修コース終了。大学卒(文化政策、経営管理)	技術・音響部長	26年6ヶ月	機材全般 音響機材
2	Byron Espinoza Enriquez	演劇作品-音楽制作	文学部卒	音響補佐	12年	音響機材
1	Telémaco Martínez Jiménez	専門職(演劇制作-一般)	多様化教育研究終了	照明部長	26年9ヶ月	照明・ビデオ機材
2	Luis Noyola Fonseca	専門職(演劇制作-照明)	初等教育終了	照明技師	20年9ヶ月	照明機材
3	Carlos Madrigal Arguello	専門職(演劇制作-照明)	初等教育終了	照明技師	14年4ヶ月	照明機材
4	David Rojas Rojas	専門職(演劇制作-照明)	初等教育終了	照明技師	13年	照明・ビデオ機材
1	Edgar Solano Ureña	専門職(演劇制作-一般)	大学中退	舞台装置部長	25年	舞台装置
2	Randall Fernández Orozco	専門職(演劇制作-舞台美術)	初等教育終了	舞台装置担当	6年7ヶ月	舞台装置
3	Carlos Luis Jiménez Zúñiga	専門職(演劇制作-舞台美術)	初等教育終了	舞台装置担当	5年1ヶ月	舞台装置
4	José Mora Vargas	専門職(演劇制作-舞台美術)	初等教育終了	舞台装置担当	9年4ヶ月	舞台装置
5	Salazar Rodríguez Eligio	専門職(演劇制作-舞台美術)	初等教育終了	舞台装置担当	19年8ヶ月	舞台装置

表-6 ビデオ撮影・編集機材 技術者候補リスト

	氏名	専門分野	学歴・研修履歴	経験年数
1	Drew Irwin (*)	編集、撮影、制作		15年
2	Felipe Da Silva	制作	ベリタス大学映画テレビ科卒業	10年
3	Gustavo Brenes	撮影		18年
4	Patricio Primus (*)	制作、編集		テレビ局チャンネル 13 にて 20 年以上の経験
5	Santiago Martínez Artavia	撮影		15年

(\*印は第一候補者)

## (4) 既存施設・機材

国立劇場の所有する既存の視聴覚機材は、表-7 のとおりである。

表-7 既存機材の状況（視聴覚機材）

No.	機材名	数量	原産国	設置年	状況
1	モニターテレビ	3	日本	1989	性能劣化
2	ビデオプロジェクター	1	日本	2003	性能不足
3	ビデオカメラ	1	日本	2002	性能不足
4	監視カメラ	1	米国	2004	性能不足
5	ビデオモニター	1	日本	2006	良好

上記のうち、No.1 のモニターテレビは、1989 年度の我が国の文化無償にて整備された機材である。モニターテレビは、現在も音響・照明調整室及び舞台袖に設置されている。解像度が低下しているものの、納入から 20 年近く経ってもまだ使用可能なことから要請機関の維持管理能力は一定レベル以上あると判断される。ビデオプロジェクターは、オペラの字幕表示や演劇やダンスなどの効果映像に使用しているが、1,800 ルーメンと輝度が不足している。ビデオカメラは劇場内のみならずホワイエやギャラリーでのイベントの記録に使用されているが、家庭用機材であり性能が不足している。舞台の進行状況をモニターするために設置された監視カメラは、客席 3 階に取付けられ音響・照明調整室及び舞台袖に舞台正面からの映像を送るとともに、ロビー脇のカフェテリアにも映像を送り来客に舞台映像を提供している。監視カメラは 1989 年度の文化無償資金協力により 1 台が調達されたものの使用不能となり、2004 年に米国製の監視カメラに取り替えられている。しかしながら、このカメラはあくまで監視カメラであり、同劇場が用意しているロビーやカフェテリアへの舞台映像のライブ配信、公演内容の撮影・記録等の用途に対しては性能が不足している。

1989 年度文化無償にて整備した音響機材・照明機材の状況については表-8 のとおりであり、現在も使用されている機材が半数以上である。照明の調光卓については、経年劣化とアナログ式であることなどから既に使用されていなかったが、同じくアナログ式である調光盤については、2 年ほど前に近年の照明制御通信プロトコルである DMX512/1990 に対応できるようにデジタル・インターフェースを増設し、別途調達した DMX 操作が可能なアメリカ製の調光卓と組み合わせることで使用しており、今後も音響・照明については既存機材を活用することが可能である。

表-8 1989 年度文化無償にて整備した機材

No	機材名	数量	状況
<b>【音響機材】</b>			
1	オーディオミキサー	1	性能劣化
2	ステージモニタースピーカー	6	ほぼ良好
3	マイク	15	ほぼ良好
4	パワーアンプ	6	ほぼ良好

5	マイクスタンド	16	ほぼ良好
6	スピーカー	2	ほぼ良好
7	デジタルマルチプロセッサ	2	使用不可
8	カセットデッキ	1	使用不可
【照明機材】			
1	調光卓	1	使用不可
2	調光盤	1	ほぼ良好
3	エリプソイダルスポットライト	5	ほぼ良好
4	フレネルスポットライト	12	ほぼ良好
5	エフェクトスポットライト	1	ほぼ良好
【視聴覚機材】			
1	VHS カメラレコーダー	2	使用不可
2	モニターテレビ	3	性能劣化
3	ビデオテープレコーダー	1	使用不可
4	監視カメラ	1	使用不可

要請機材の設置予定場所は表-9 のとおりである。国立劇場は、重要歴史文化財に指定されている建造物であるため、機材の取り付け及びケーブルの配線には細心の配慮が必要であり、新たな壁貫通孔は極力設けないことが肝心である。しかしながら劇場内には既設の照明器具や監視カメラが設置されていて、すでにケーブル類の貫通孔が開いている箇所が現存する。本案件で使用予定の映像ケーブルは直径 6mm 程度のものであるため、既存の貫通孔が使用可能であるので、極力利用するよう配慮が必要である。機材取り付け位置についても劇場側技術責任者の同意を得て決定した。なお、映像編集室にはケーブルが集中するため、直径 4cm 程度の貫通孔が必要になるが、バックヤードは芸術的価値が低いとの理由から開孔は問題ないとのことである。

表-9 機材設置予定場所

項目	システム名称	設置場所
A	ホール映像撮影システム	カメラ：1階及び2階バルコニー席天井 操作機材：映像編集室
B	ビデオプレゼンテーションシステム	2階バルコニー席及び舞台上
C	可搬録画システム	保管場所：映像編集室
D	ビデオ編集システム	映像編集室
E	劇場内映像モニターシステム	音響調整室、照明調整室、舞台下手袖、綱元、楽屋（7室）、ロビー
F	ワイヤレスマイクシステム	受信機：音響機材倉庫内ラックに実装 アンテナ：舞台内2箇所、客席内2箇所



## 4. プロジェクトの内容

### (1) プロジェクトの概要

#### 1) 上位計画

特になし。

#### 2) 当該セクターの現状

劇場での演劇、オペラ、舞踊、音楽鑑賞は「コ」国民の生活文化として根付いている。「コ」国の中心であるサンホセ首都圏<sup>4</sup>には、国立劇場やメリコ・サラサール劇場をはじめ、官民併せて19の劇場が存在する<sup>5</sup>。国立劇場は、これら数多くの劇場の中で、同国最高峰の劇場であり、前掲表-3のとおり年間120件から190件の催しが上演され、年間約9万人の観客及び約7万人の観光客が訪れている。

国立劇場は、その使命として、芸術公演を撮影・編集・デジタル化し、劇場資料室に保管して研究者や一般市民の利用や後世への保存に役立てるとともに、今後は学校教育の場において活用することを希望しているが、撮影・編集機材の不足により公演記録が十分に行えない状況にある。また、「コ」国の教育課程においては芸術系の科目が少なく、音楽以外はカリキュラム化されていないところ、教育省との協定により、劇場の公演ビデオを教育課程における芸術教育用教材として活用することが計画されており、そのための撮影・編集機材の整備が必要となっている。

また、同劇場は、公演主催者の要求に応えられる機材を有しておらず、特に要望の高い演出効果用ビデオプロジェクター及びワイヤレスマイクシステムは、主催者側の持ち込み又はレンタルにより対応している状況である。

さらに、同劇場は、建造物として歴史的文化的価値が高いが、建設当時に音響調整室や照明調整室の適切な配置について舞台技術・機材操作の観点から考慮されていなかったために、物理的な制約を負っている。照明調整室は舞台上手2階に、音響調整室は舞台裏手にある楽屋の並びに配置されており、いずれも舞台での様子が見えない。そのため、舞台正面バルコニー席（3階席）の正面に取り付けられたカメラ（監視カメラで代用）から映像を配信し、同映像を見ながら機材の操作に当たっているが、画像が途切れるなど、支障を来している。公演の円滑な運営、機材操作の向上及び公演におけるパフォーマンスの向上等の観点から、劇場内モニターシステムの改善が望まれている。

#### 3) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、国立劇場の視聴覚機材を整備することにより舞台オペレーションの

<sup>4</sup> 人口約35万人。周辺3県庁所在地を合わせた4都市（San José, Alajuela, Heredia, Cartago）は「サンホセ首都圏」と呼ばれており、同国の人口の約35%にあたる約160万人が居住している。

<sup>5</sup> 国立劇場、メリコ・サラサール劇場、Auditorio Nacional、Teatro la Comedia、Teatro Chaplin、Sala Calle15、Teatro La Esquina、Teatro de la Danza、Teatro Aduana、Teatro Lucho Barahona、Teatro Giratablas、Teatro El Angel、Teatro 1887、Teatro Blanche Brown、Teatro la Máscara、Teatro UCR Bellas Artes、Teatro Danza UCR、Teatro Eugene O'Neal、Teatro Vargas Calvo。国立劇場及びメリコ・サラサール劇場を除いて、100～300席程度の小規模劇場である。

改善及び出演者・観客へのサービスを向上させ、より質の高い公演の招聘及び上演が可能となることを目的としている。

## (2) プロジェクトの基本計画

### 1) 設計方針

本プロジェクトは、以下の方針に基づき計画することとした。

国立劇場は、「コ」国を代表する劇場であり、名実共に最高峰に位置する。演じられる公演内容もレベルが高く、付帯する音響・照明・視聴覚機材なども質の高いものが要求される。

本プロジェクトにおいては、ア) 劇場の活動を撮影・編集するために必要な機材の整備（ホール映像撮影システム、可搬型録画システム及びビデオ編集システム）、イ) 公演主催者から要求される頻度が高く、同劇場で所有していない機材の整備（ビデオプレゼンテーションシステム及びワイヤレスマイクシステム）並びにウ) 舞台運営を改善するために必要な機材の整備（劇場内映像モニターシステム）を行う。

### 2) 基本計画（機材計画）

上記設計方針に基づき、設置場所の規模、活動内容、先方の要望等を勘案し、以下の根拠により、計画対象機材の選定を行った。選定された主要機材及びその用途は表-10のとおりである。数量については、劇場の規模、既存機材の内訳及び劇場における活動の内容から、必要数量を算定した。

#### A. ホール映像撮影システム

現状ではバルコニー席 3 階に監視カメラが 1 台設置されている。通常、公演記録を制作するには 1 台の定点カメラ映像では質の高い映像制作は期待できず、最低 3 台のカメラ（1 台は正面、2 台は左右 1 台ずつ）で撮影し編集する。国立劇場の場合は更に、編集前の映像をライブでも放映するため、3 台のカメラからの映像をスイッチングしてカフェテリア及びロビーのディスプレイに送信する予定である。したがって、撮影は 3 台のカメラ構成とし、必要に応じ C. 可搬録画システムも併用することとした。

#### B. ビデオプレゼンテーションシステム

ビデオプロジェクターは、演劇やダンス公演時の効果用映像の投影、オペラの字幕表示、及び式典・講演時のプレゼンテーションに使用されるため、高い輝度が要求される。既存器材は 1,800 ルーメンであるが、最低 4,000 ルーメン程度は必要である。また、DVD の再生やパソコンの画面投影の機能が要求される。したがってこれらの要求を満たす仕様とした。

#### C. 可搬録画システム

既存機材（ビデオカメラ）は劇場内のみならずホワイエやギャラリーでのイベントの記録に使用されているが、家庭用機材であり性能が不足している。要請機材はメインホール映像収録時のサブカメラ的な使い方や、劇場内のホワイエやギャラリーでのイベント記録

に使用される予定である。週に1度は2台同時に使用されるため、2台の構成とした。

#### D. ビデオ編集システム

A. ホール映像撮影システムや C. 可搬録画システムで収録された映像をノンリニアで編集し、アフレコを施してタイトルなどを加え、完全プログラムとして完成させるために必要なシステム構成とした。

#### E. 劇場内映像モニターシステム

現状では監視カメラの映像を音響調整室、照明調整室、舞台下手袖、カフェテリアへ分配している。音響調整室、照明調整室、舞台下手袖のモニターは20年前の文化無償資金協力にて整備された機材であり、解像度が劣化している。綱元にはモニターがなく舞台運行上安全のために必要である。楽屋には音声モニターは整備されているものの、映像モニターがないため出演者の出番の時間調整が取りにくくなっている。したがって、これら箇所に映像モニターを整備することとした。また、ロビーには観客及び観光客の鑑賞に役立つための、40インチモニターをスタンド式で設置することとした。

#### F. ワイヤレスマイクシステム

現状ではハンド型マイクが2チャンネルのみの所有で、演劇及びミュージカル公演に支障をきたしている。活動内容と使用頻度を考慮し、一般的に使用されるラベリア型マイクを8チャンネル、ハンド型を2チャンネル整備することとした。また仕込み型マイク<sup>6</sup>として使用されるヘッドセット型マイクを8チャンネル整備することとした。

表-10 主要機材リスト及び用途

分類	主な機材名	用途	数量	優先順位
ホール映像撮影システム	カラービデオリモートカメラ	劇場内メインホール客席3カ所に据付設置し、舞台パフォーマンスを収録する。	3	A
	カメラリモコン・スイッチャー	メインホール客席に設置するビデオカメラの切り替えやカメラコントロールを行う。	一式	A
ビデオプレゼンテーションシステム	ビデオプロジェクター	演劇や舞踊公演における効果用映像の投影や、式典・講演時のプレゼンテーションに使用する。	2	A
	DVD プレーヤー	ビデオプロジェクターに接続し、DVDを再生する。	1	A
	映写スクリーン(スタンド付)	舞台上に設置し、ビデオプロジェクターから投影された映像を写す。	1	B
可搬型録画システム	デジタルビデオカメラ・レコーダー	劇場内メインホールでの映像収録、劇場内ホワイエやギャラリーでのイベント、同劇場の所有する小劇場での公演記録等に使用する。	2	A

<sup>6</sup> かつらや帽子に沿わせて着用し観客にその使用が見えない/気付かれないようにするもの。

	照明キット	劇場内ホワイエやギャラリーでのイベント、同劇場の所有する小劇場での公演等の記録時に使用する。	2	B
ビデオ編集システム	ノンリニア編集システム 編集ソフト付	収録された映像をノンリニアで編集する。	一式	A
劇場内映像モニターシステム	20 インチ液晶モニター	舞台モニターとして音響調整室、照明調整室、舞台下手袖、舞台綱元に設置し、メインホール客席中央カメラからの映像を写す。	4	A
	14 インチ液晶モニター	舞台モニターとして楽屋7室に設置し、メインホール客席中央カメラからの映像を写す。	7	A
ワイヤレスマイクシステム	ワイヤレスマイク送信機	ラベリア型マイクとヘッドセット型マイクを取り付けて使用する。	10	A
	ワイヤレスマイク受信機	ワイヤレスマイク信号を受信する。	5	A
	ラベリア型マイク	タイピン型のマイクで公演時に使用する。	8	A
	ヘッドセット型マイク	帽子やカツラなどに仕込むタイプのマイクで公演時に使用する。	8	A

最終的に選定した機材は、国立劇場の機能強化のために必要であり、使用頻度も高い機材システムであることから、いずれも優先度が高い。しかしながら、比較的自己調達が可能なもの（プロジェクタースタンド、映写スクリーン、照明キット、映像編集システム用ヘッドホン及びマイク等）に関しては、優先順位 B を付した。

なお、「コ」国の電圧は 120V、周波数は 60Hz、電源プラグは平行型 3P または平行型 2P、ビデオ方式は NTSC 方式である。また、ワイヤレスマイクの周波数及び出力に関しては、同国の電波法上その使用に問題ないことを確認済みである。

## 3) 機材等調達計画

機材の調達先は、表-11 に示すとおりである。

表-11 機材等調達先

機材名	原産国			備考
	現 地	日 本	第三国	
カラービデオリモートカメラ		○		
カメラリモコン・スイッチャー		○		
HD ビデオレコーダー		○		
液晶モニター		○		
映像分配器		○		
機材ラック		○		
ビデオプロジェクター		○		
プロジェクター用ズームレンズ（長焦点用）		○		
プロジェクター用ズームレンズ（短焦点用）		○		
プロジェクタースタンド		○		
マルチシグナルスイッチャー		○		
DVD プレーヤー		○		
映写スクリーン（スタンド付）		○		
デジタルビデオカメラ・レコーダー		○		
三脚アダプター		○		
三脚		○		
充電式バッテリーパック		○		
バッテリー充電器		○		
AC アダプター		○		
キャリングケース		○		
照明キット		○		
ノンリニア編集システム 編集ソフト付		○		
液晶モニター		○		
HD ビデオレコーダー		○		
ステレオヘッドホン		○		
パワードスピーカー		○		
オーディオミキサー		○		
ダイナミックマイク		○		
マイクテーブルスタンド		○		
編集機材用テーブル		○		
20 インチ 液晶モニター		○		
14 インチ 液晶モニター		○		
40 インチ 液晶ディスプレイ		○		
スピーカーシステム		○		
ディスプレイ用スタンド		○		
映像分配器		○		
音声分配器		○		
ワイヤレスマイク送信機		○		
ラベリア型マイク		○		
ヘッドセット型マイク		○		

ワイヤレスマイク（ハンド型）		○		
ワイヤレスマイク受信機		○		
アンテナ分配器		○		
ワイヤレスアンテナ		○		
プロジェクター用予備ランプ		○		
デジタルビデオテープまたはメモリーカード		○		
照明キット用予備ランプ		○		
割合（%）	0 %	100%	0 %	

本プロジェクトで調達される機材の輸送は、日本側経費負担により、契約業者が行う。日本から調達される機材はコンテナ詰めされた後、海上輸送され、「コ」国カルデラ港で陸揚げされ、コンテナのままサンホセ市内のサイト（同劇場）まで運ばれる。海上輸送には3週間程度、内陸輸送には2週間程度を要する。

消耗品及びスペアパーツの現地調達状況に関して、サンホセ市内には視聴覚機材を扱う複数の店舗があり、プロジェクター用ランプ、ビデオカメラテープ、メモリーカード等の購入が可能である。ただし、調達されるメーカーによっては、国内での対応が不可能であり、機材取扱店を通して海外からの取り寄せが必要となる場合がある。

#### 4) 機材据付及び操作指導

据付及び初期操作指導が必要となる機材は、ホール映像撮影システム、ビデオプレゼンテーションシステム、可搬型録画システム、ビデオ編集システム、劇場内モニターシステム、ワイヤレスマイクシステムを構成する機材である。据付及び操作指導は、機材メーカー又はメーカー代理店の技術者が行う。なお、本プロジェクトで整備される機材の据付において、大規模な配線工事は発生しない。

#### 5) 事業実施工程表

本プロジェクトの事業実施工程表を表-12に示す。

表-12 事業実施工程表

暦年		2010年										2011年						
会計年度		平成21年度	平成22年度										平成23年度					
項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
契約	交換公文(E/N)締結	▽																
	贈与計画(G/A)	▽																
	調達監理契約		▽															
入札段階	入札仕様書作成			□														
	機材価格、諸経費調査			▽														
	予定価格の作成			▽														
	入札公告(案)の作成			▽														
	入札図書(案)の作成			▽														
	入札図書承認				▽													
	在京大使館への入札手続き説明				▽													
	入札公告、入札図書配布				▽													
	質問受付・回答(アmend含む)				□													
	入札							▽										
	入札評価							□										
	業者契約締結								▽									
	業者契約認証									▽								
調達段階	発注								▽									
	機材製作								□									
	船積前検査														□			
	輸送														■			
	納入・開梱															■		
	機材据付工事															■		
	初期操作指導・運用指導															■		
	業務完了の確認																□	
要員計画	業務主任(3号)			0.09 □	0.12 □		0.19 □										0.10 □	0.50
	機材調達担当(4号)			0.20 □	0.23 □		0.19 □	0.17 □	0.07 □								0.37 □	1.23

□ 国内業務  
■ 現地業務

## (3) 相手国側負担事項

本プロジェクト実施に当たって、「コ」国側の負担事項は表-13 に示すとおりである。予算の支出項目は未定であるが、2009年度の同劇場支出総額2,074百万コロンの0.01%に満たない金額であり、十分に負担可能な額であると思われる。

表-13 相手国側負担事項

負担内容	負担経費(コロン)
支払授權証(A/P)発行、銀行取り極め(B/A)に係る手数料	175,000

## (4) 運営維持管理

機材の維持管理費用については、年間約14~16百万コロンが確保されており、既存機材の維持管理状況も良好である。いずれの機材も整然と整理されて使用されているほか、機材の定期的なクリーニングやケーブル類のチェックは月に1度程度実施している。また、毎年劇場公演シーズン前の2月頃、各機材のメンテナンスを集中的に行っている(ただし記録はしていない)。20年前の文化無償で整備された機材を今なお継続的に使用していることが管理状態の良さを裏付けている。

本プロジェクトが実施される場合、機材の使用状況にもよるが、消耗品購入予算として年間27万円程度(1.6百万コロン程度)が必要となると見込まれる(詳細は表-14のとおり)。本プロジェクト実施による維持管理費の増加は僅少であり、同費用に対する予算措置は対応可能なものであると判断される。

表-14 消耗品購入費(概算)

(単位:円)

品名	内容	費用
録画メディア(コンパクトフラッシュ)	16Gのコンパクトフラッシュ(@¥15,000)を10個使用と仮定	150,000.
録画メディア(DVD)	DVD(@¥100)を300枚使用と仮定	30,000.
プロジェクター用ランプ	ランプ寿命は2,000時間程度であり、毎日4時間使っても500日間使用可 ≒2年間使えると考えて、@¥50,000/2年=¥25,000/1年/1台、2台あるので ¥25,000×2=¥50,000.	50,000.
ライティングキット用ランプ	ランプ寿命は約150時間程度。 単価@¥3,700を年間2個使用と考えて¥7,400 3台あるので¥7,400×3=¥22,200	22,000
ワイヤレスマイク用乾電池	公演ごとに交換としても単価が安いので ¥20,000あれば充分。	20,000
合計		272,000



(5) 実施に当たっての留意事項

機材の据付に係る留意点

国立劇場は重要文化財に指定されている歴史的文化的価値の高い建造物であり、機材設置のための無造作な内装加工は許されない。機材の据付に際しては、劇場側と綿密な話し合いを通して合意の上、実施されることが必要である。

## 5. プロジェクトの妥当性・実施により期待される効果

(1) プロジェクトの効果

1) 直接効果

- ① 舞台映像のライブ配信により、劇場音響機材操作、照明機材操作及び幕操作等の舞台オペレーションが改善される。
- ② 楽屋、劇場ロビー及びカフェテリアへの舞台映像ライブ配信サービスや、劇場ロビー及びカフェテリアにおける過去の劇場公演映像の上映等、出演者や開幕に遅れた観客、観光客へのサービスが向上する。
- ③ 国立劇場の活動内容・公演内容の記録及び保存が可能となる。公演収録 DVD の制作数は、年間 50 本程度と見込まれる。

2) 間接効果

- ① より質の高い公演の招聘及び上演が可能となる。
- ② 「コ」国全体の文化・芸術の振興及び文化・芸術レベルの向上が期待される。
- ③ 調達機材により収録・制作された作品が教育現場において教材として使用されることにより、芸術教育の充実が図られる。
- ④ 収録・制作された作品は、劇場内ロビー及びカフェテリアにて常時上演されるほか、教育機関への配布、劇場ホームページからのインターネット配信も計画されている。これら作品には我が国からの協力により制作された旨のクレジットが入ることから、広報効果・宣伝効果が期待される。
- ⑤ 日本人や日本文化に関連した公演が今後増加することが見込まれ、両国間の文化交流及び日本文化の紹介に貢献することが期待される。(同劇場を活動拠点としている国立交響楽団の芸術監督兼主任指揮者は日本人(小松長生氏)であり、同楽団第二バイオリンの首席奏者も日本人(八木哲夫氏)であること等、従来から国立劇場と日本大使館とは良好な関係にある。)

## (2) 課題・提言等

### 1) ビデオ撮影機材・編集機材専属技術者の配置

現状では劇場に映像設備とよばれるほどの設備はなく、わずかな映像機材は照明技術者が運用している。本案件にて調達される機材は、比較的高度な操作技術を要する機材が含まれるため、劇場側は本件協力の実施が決定され次第、10年程度の経験を有する映像技術者を採用する必要がある。すでに採用候補者リストが作成されているところ、予定どおりの採用手続きが実施されることが求められる（討議議事録に記載済み）。

### 2) 我が国支援に係る広報について

国立劇場は、最高府の芸術機関として、国の法律で「最高レベルの芸術作品を上演し、舞台芸術を推進すること」をその使命として定められている。したがって、どのような作品でも上演できるわけではないが、本案件が実施された場合には、日本文化の紹介に資するような作品（音楽、演劇及び舞踊等）の上演、JICAや大使館との共催による公演、日本の芸術家グループとの共同制作作品の上演等の機会が増加することが望まれる。国立劇場も、これらを積極的に進めたい考えである。なお、2009年6月にはバイオリニストの五嶋みどり氏を招聘して協演が行われ、大変好評を博した。

また、劇場側は、調達されるビデオ撮影・編集機材により制作される全ての作品に、DVDジャケットへのODAマークの記載及び「日本から協力された機材により制作された」旨のクレジットの挿入を行い、広く広報していく考えである。同作品は、常時、劇場のカフェテリアやロビーで放映されるほか、教育教材としても使用される計画であり、その広報効果は高い。

## (3) プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは「コ」国最高峰の劇場への支援であり、同国における文化・芸術の振興、文化・芸術水準の更なる向上に寄与するのみならず、同国への我が国の支援をアピールし、我が国との文化交流にも貢献するものである。したがって、十分に妥当性があると言える。

## 6. 付属資料

## (1) 調査団員・氏名

水口 尚恵 団長、機材計画 (財) 日本国際協力システム  
金子 史雄 機材調達・積算 外部協力者

## (2) 調査行程

No.	日付	曜日	旅程	業務内容	宿泊地
1	8/18	火	サンサルバドル08:40(LR671)→09:55サンホセ	移動、JICA及び大使館訪問・打ち合わせ	サンホセ
2	8/19	水		要請機関との協議・調査	サンホセ
3	8/20	木		要請機関との協議・調査	サンホセ
4	8/21	金		要請機関との協議・調査	サンホセ
5	8/22	土		資料整理、市場調査	サンホセ
6	8/23	日		資料整理、市場調査	サンホセ
7	8/24	月		要請機関との協議・調査	サンホセ
8	8/25	火		要請機関との協議・調査、JICA及び大使館報告	サンホセ
9	8/26	水	サンホセ07:30(MX386)→11:30メキシコシティ	移動	メキシコシティ

## (3) 関係者（面会者）リスト

コスタリカ国立劇場

Sra. Jody Steiger G. Directora General (劇場長)  
Sr. Claudio Schifani Director Técnico (技術部長)  
Sr. David Morales Lezcano Director de Departament Financiero Contable  
(会計部長)  
Srta. Stephanie Calderón Torres Archivista (文書保管係)

在コスタリカ日本国大使館

山口 英一 特命全権大使  
後藤 修二 参事官  
赤間 亜季 専門調査員

JICA コスタリカ支所

菱田 裕子 企画調査員  
張 朝英 現地職員、技術協力コーディネーター

## (4) 討議議事録及び当初要請からの変更点

最終的に同劇場と合意した討議議事録は別添のとおりである。当初要請から変更を行った内容は表-15 及び表-16 のとおりである。

表-15 当初要請から削除/数量変更した機材<sup>7</sup>

No	機材名	数量	変更点
<b>A ホールビデオ撮影システム</b>			
A-2	光ケーブルユニット	3	カラービデオリモートカメラに統合した。
A-3	光ケーブルカード	6	同上
A-4	光ケーブル	3	同上
A-5	カメラリモートコントロールユニット	1	カメラリモコン・スイッチャーに統合した。
A-6	カメラ取付金具	3	カラービデオリモートカメラに統合した
A-8	デジタルインターフェース	3	カメラリモコン・スイッチャーに統合した。
A-9	HD ビデオレコーダー	2⇒1	2台は過剰であるので1台とした。テープ式またはメモリーカード式とした。
A-12	インターフェースユニット	1	映像分配器として統合した。
A-13	ビデオエンコーダーボード	1	同上
A-14	アナログビデオ分配器	1	同上
A-15	アナログオーディオ分配器	1⇒0	システムの的に不要のため削除した。
A-16	カメラ接続パネル	3⇒0	システムの的に不要のため削除した。
A-18	電源制御盤	1	機材ラックに統合した。
A-19	ビデオケーブル	1	カラービデオリモートカメラに統合した。
A-20	オーディオケーブル	1	同上
<b>B ビデオプロジェクターシステム</b>			
B-2	プロジェクター用ズームレンズ	2⇒2 種×2	プロジェクター1台当たり長距離投影用と短距離投影用の2種類とした。
B-3	プロジェクター予備ランプ	8⇒4	ランプ寿命を考慮し、1台につき2個、合計4個に削減した。
B-5	映写スクリーン	2⇒1	2台は過剰であるので1台とした。
<b>C 多目的ビデオカムコーダー</b>			
C-1	デジタルビデオカメラ・レコーダー	3⇒2	使用目的を確認し3台は過剰であるので2台とした。
C-2	三脚取付アダプター	3	同上

<sup>7</sup> No.は当初要請書の番号。

C-3	三脚	3	同上
C-4	リモートコントローラー	3	デジタルビデオカメラ・レコーダーに統合した。
C-5	充電式バッテリーパック	15⇒10	使用目的を確認し 15 台は過剰であるので 10 台とした。
C-6	バッテリー充電器	3⇒2	使用目的を確認し 3 台は過剰であるので 2 台とした。
C-7	AC アダプター	3⇒2	同上
C-8	キャリングケース	3⇒2	同上
C-9	照明キット	3⇒2	同上
C-10	照明キット予備ランプ	6⇒2	使用目的を確認し 6 台は過剰であるので 2 台とした。また、照明キットに統合した。
C-11	録画用テープ	10	C-11～C-14 を統合し録画用テープまたはメモリーカードとし、台数を初期稼働分の 20 とした。また、デジタルビデオカメラ・レコーダーに統合した。
C-12	録画用テープ	10	同上
C-13	録画用テープ	10	同上
C-14	ビデオクリーニングテープ	6⇒0	現地購入が可能であり削除した。
<b>D ビデオ編集システム</b>			
D-3	HD ビデオレコーダー	1	当初のテープ式から、テープ式またはメモリーカード式とした。
D-10	マイク接続パネル	1⇒0	システムの的に不要なため削除した。
<b>E ホワイエ用ディスプレイ機材</b>			
E-1	40 インチ 液晶ディスプレイ	2⇒1	カフェテリア及びホワイエ設置用として要請があったが、カフェテリアには使用に耐え得る既存機材があるので 1 台とした。 また、設置場所のホワイエはロビーの誤りであったことが判明したため、ロビー用とした。
E-2	スピーカーシステム	2⇒1	同上
E-3	ディスプレイスタンド	2⇒1	同上
<b>F ステージ及び楽屋用ディスプレイ</b>			
F-2	14 インチ 液晶モニター	6⇒7	楽屋用であるが楽屋は 7 部屋あるので 7 台とした。
F-3	壁取付金具	10⇒11	照明調整室は天井取付となるため天井取付金具を 1 台追加した。また、14 インチ液晶モニターに統合した。
F-4	マトリクススイッチャー	1⇒0	システムの的に不要なため削除した。

F-5	液晶モニター	1⇒0	ホール映像撮影システムと統合したため、不要となり削除した。
F-6	ラックマウントキット	1⇒0	同上
F-7	マウントパネル	1⇒0	同上
F-8	インターフェースユニット	1⇒0	同上
F-9	ビデオエンコーダーボード	1⇒0	同上
F-10	アナログ分配器	1⇒0	同上

また、要請機材は大項目 A. ホールビデオ撮影システム、B. ビデオプロジェクターシステム、C. 多目的ビデオカムコーダー、D. ビデオ編集システム、E. ホワイエ用ディスプレイ機材、F. ステージ及び楽屋用ディスプレイ、G. ワイヤレスマイク機材の 7 項目であったが、協議の結果、システム的に同類の E と F を統合した。

表-16 当初要請に追加した機材

No	機材名	数量	追加理由
B-3	プロジェクター用ズームレンズ (短焦点用)	2	演劇やダンスイベント時の効果用 映像投影用として必要なため。
B-5	マルチシグナルスイッチャー	1	映像ソースとしてパソコンを使用 時に必要なため。
B-6	DVD プレーヤー	1	映像ソースとして DVD を再生時に 必要なため。
E-6	映像分配器	1	映像信号をカフェテリアとロビー に分配するため。
E-7	音声分配器	1	音声信号をカフェテリアとロビー に分配するため。
F-3	ヘッドセット型マイク	8	オペラやミュージカル公演時に仕 込みマイクとして使用するため。
F-4	ワイヤレスマイク (ハンド型)	2	多目的な用途に必要なため。

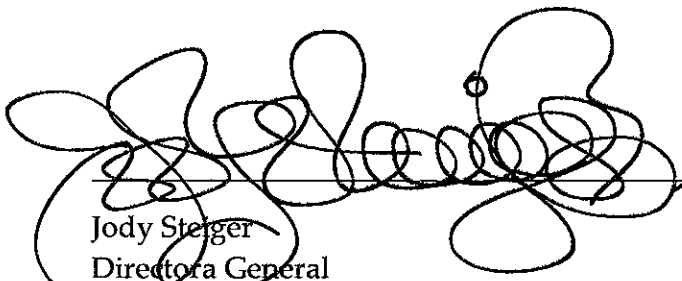
MINUTA DE DISCUSIONES DE  
ESTUDIO PRELIMINAR  
SOBRE  
EL PROYECTO PARA EL MEJORAMIENTO DE LOS EQUIPOS AUDIOVISUALES  
PARA EL TEATRO NACIONAL DE COSTA RICA  
EN LA REPUBLICA DE COSTA RICA

En respuesta a la solicitud del Gobierno de la República de Costa Rica (en adelante denominado "Costa Rica"), la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante denominado "JICA") decidió realizar un Estudio Preliminar sobre el Proyecto para el Mejoramiento de los Equipos Audiovisuales para el Teatro Nacional de Costa Rica (en adelante denominado "el Proyecto") y encargó el estudio al Sistema de Cooperación Internacional del Japón (en adelante denominado "JICS").

JICA envió a Costa Rica una misión del estudio preliminar (en adelante denominado "la Misión") y su estadía en el país fue desde el 18 de agosto al 26 de agosto de 2009.

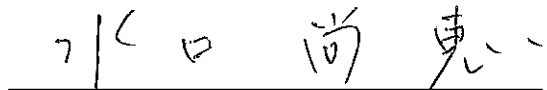
La Misión sostuvo una serie de discusiones con los funcionarios y técnicos del Gobierno de Costa Rica y confirmó los detalles de la solicitud. Los ítems principales discutidos se describen en el DOCUMENTO ADJUNTO.

Deberá tomarse en cuenta que la implementación del estudio preliminar no implica ninguna decisión ni el compromiso por JICA para extender su cooperación financiera no reembolsable para el Proyecto en esta etapa.



Jody Steiger  
Directora General  
Teatro Nacional de Costa Rica

San José, 25 de agosto de 2009



---

Naoe Mizuguchi  
Jefa  
Misión del Estudio Preliminar de JICA

## DOCUMENTO ADJUNTO

### I. Título del Proyecto

El título del Proyecto es "Proyecto para el Mejoramiento de los Equipos Audiovisuales para el Teatro Nacional de Costa Rica".

### II. Objetivo del Proyecto

El objetivo del Proyecto es para contribuir a la promoción de la cultura a través de las actividades culturales realizadas en el Teatro Nacional de Costa Rica

### III. Ítems solicitados por Costa Rica

#### 1. Sitio del Proyecto

El sitio del Proyecto es el Teatro Nacional de Costa Rica, San José.

#### 2. Adquisición de Equipo

Los detalles de la solicitud están listados en el Anexo -1.

#### 3. Obra de Instalación y Capacitación de manejo de los Equipos Audiovisuales

#### 4. Servicio de Consultor

Los Documentos de Licitación, Asistencia para la Licitación en Japón, y Supervisión del Proyecto.

### IV. Entidad costarricense para la Administración y Ejecución, Mecanismo de Coordinación

Entidad Ejecutora: Teatro Nacional de Costa Rica

Entidad Responsable: Teatro Nacional de Costa Rica

### V. Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón

1. La parte costarricense ha entendido el esquema de la cooperación financiera no reembolsable del Japón, como se describe en el Anexo -2. En adición, la Misión ha explicado y la parte costarricense ha confirmado;

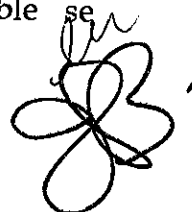
1) el consultor se recomendará por JICA,

2) los servicios del consultor se limitan a las obras de la asistencia y supervisión en Japón, debido a la limitación presupuestaria de la Donación,,

3) la apertura de la licitación se llevará a cabo en Japón con la presencia del representante de la Embajada de Costa Rica en Japón. Antes de la convocatoria, el Teatro Nacional de Costa Rica conocerá de las bases de la licitación y avalará las mismas

2. La parte costarricense gestionará las medidas necesarias ante el consejo directivo del Teatro Nacional descritas en el Anexo-3, para la implementación del Proyecto, como las condiciones generales para que la Cooperación Financiera No Reembolsable se implemente sin inconvenientes.

### VI. Otros Asuntos Relevantes





## 1. Responsabilidades del País Beneficiario

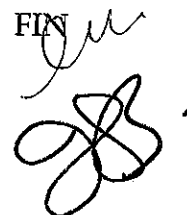
Ambos partes han confirmado que el Teatro Nacional de Costa Rica hará inmediatamente preparativos para lo siguiente, en el caso que el Gobierno de Japón decida realizar la evaluación del Proyecto y la parte costarricense confirme la lista de equipo del Proyecto presentada por la Embajada del Japón.

- 1) Designar a un representante del Gobierno de Costa Rica para presenciar la apertura de licitación antes del aviso de la licitación.
- 2) Trasladar los equipos existentes, suministrar la energía eléctrica y tener preparada la habitación para los equipos a ser adquiridos antes de su llegada a Costa Rica
- 3) Contratar dos expertos de los equipos audiovisuales que tengan conocimientos de los mismos y que tengan experiencia profesional como camarógrafo, o en el área de producción y edición de video, antes de la llegada de los equipos a Costa Rica, y hacerles recibir el curso de capacitación que se llevará a cabo por el supervisor a ser enviado por el suministrador de los equipos en referencia.
- 4) Asegurar el presupuesto necesario para el arriba 3)
- 5) Asignar el personal técnico o ingenieros durante los trabajos de instalación del equipo adquirid
- 6) Asegurar el presupuesto necesario para la compra de repuestos, la reparación y para la utilización / mantenimiento del equipo efectiva y apropiadamente.

## 2. Actividades de Publicidad sobre la Donación

Las siguientes actividades serán realizadas en reconocimiento al pueblo y gobierno del Japón por su valiosa contribución al desarrollo de la cultura del pueblo costarricense:

- 1) Colocar un emblema de Asistencia Oficial para el Desarrollo (AOD) en el equipo donado
- 2) Llevar a cabo una ceremonia de entrega oficial
- 3) Realizar reconocimiento público por los medios de comunicación en el país
- 4) Realizar publicaciones a través de página web del Teatro Nacional de Costa Rica
- 5) Promover y aumentar acontecimientos culturales japoneses en coordinación con la Oficina de JICA en Costa Rica o con la Embajada de Japón en Costa Rica.
- 6) Incorporar en todas las producciones grabadas y editadas con los equipos donados, como el crédito, el emblema de Asistencia Oficial para el Desarrollo del gobierno de Japón o el aviso de la cooperación financiera no reembolsable del Japón.
- 7) Incorporar en todos paquetes de las producciones grabadas y editadas con los equipos donados el emblema de Asistencia Oficial para el Desarrollo del gobierno de Japón.

FIN  


La lista de los Equipos Solicitados

Cada uno de los equipos fue categorizado "A," "B" y "C" de acuerdo a su prioridad.

A handwritten signature in black ink, appearing to be 'J. B.' with a period at the end.















## Cooperación Financiera No Reembolsable de Japón

El Gobierno del Japón (en adelante se denominará "GdJ") realiza la reforma organizacional para mejorar la calidad de operaciones de la Asistencia Oficial para el Desarrollo (AOD). Como una parte de este reajuste, una nueva ley de JICA entró en vigencia el 1 de octubre de 2008. Basado en la ley y la decisión de GdJ, JICA llegó a ser la agencia ejecutora de los proyectos de la Cooperación Financiera No Reembolsable para Proyectos Generales, para la Pesca y para la Cooperación Cultural.

La Cooperación Financiera No Reembolsable es el fondo que no requiere la obligación de reembolso por parte de un país receptor, para adquirir facilidades, equipos y servicios (servicios de ingeniería, transporte de los productos, etc.) con el fin de contribuir al desarrollo económico y social del país bajo los principios de las leyes y reglamentos relevantes de Japón. La Cooperación Financiera No Reembolsable no se realiza a través de la donación de materiales.

### 1. Procedimientos de la Cooperación Financiera No Reembolsable

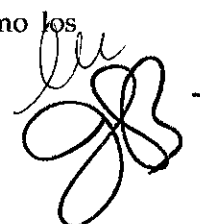
Se realiza la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón como sigue:

- Estudio (Estudio Preliminar) (en adelante se denominará "el Estudio")
  - JICA ejecuta el Estudio.
- Evaluación y Aprobación
  - Evaluación por el GdJ y aprobación por su Gabinete del Japón
- Decisión de ejecución
  - Notas canjeadas entre el GdJ y el país receptor
- Acuerdo de Donación (en adelante se denominará "el A/D")
  - Acuerdo establecido entre JICA y el país receptor
- Ejecución
  - Realización del Proyecto en base del A/D

### 2. Estudio Preliminar

#### (1) Contenido del Estudio

El propósito del Estudio es proveer de un documento básico necesario para la aprobación del Proyecto por parte de JICA y por el GdJ. Los contenidos del Estudio son como los



siguientes:

- Confirmación de los antecedentes, objetivos, y beneficios del Proyecto y capacidad institucional de las agencias concernientes del país receptor necesarias para la implementación del Proyecto.
- Evaluación de la factibilidad del Proyecto que se implementa bajo el Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable desde los puntos de vista técnica, financiera, social y medio-ambiental.
- Confirmación de las condiciones acordadas por ambas partes acerca del concepto básico del Proyecto.
- Preparación de un diseño básico (una lista de equipo) del Proyecto.
- Estimación de los costos del Proyecto.

El contenido del Proyecto aprobado arriba mencionado no necesariamente coincide totalmente con la solicitud original, sino que se confirma en consideración a los directrices del esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable.

JICA exigirá al Gobierno del país receptor tomar todas las medidas necesarias para promover su auto-suficiencia en la implementación del Proyecto. Estas deberán ser garantizadas aunque estén fuera de la jurisdicción de la entidad ejecutora del Proyecto en el país receptor. Por lo tanto, la ejecución del Proyecto será confirmada por todas las organizaciones relevantes en el país receptor mediante la Minuta de Discusiones.

#### (2) Selección de la compañía consultora

Al realizar el Estudio sin inconveniencias, JICA selecciona una de las compañías consultoras - entre aquellas registradas en JICA - mediante una licitación en la que presentan sus propuestas.

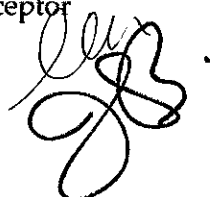
#### (3) Los resultados del Estudio

JICA revisa el informe del Estudio. Después de que se haya confirmado la apropiación y precisión del Proyecto, JICA recomienda al GdJ que apruebe la implementación del Proyecto.

### 3. Esquema de la Cooperación Financiera No Reembolsable

#### (1) El C/N y el A/D

Después de que el Gabinete del Japón aprueba el Proyecto el Canje de Notas (en adelante se denominará "el C/N") será firmado entre el GdJ y el Gobierno Receptor, con el fin de asegurar la asistencia, al cual sigue la suscripción del A/D entre JICA y el Gobierno del país receptor



para definir artículos necesarios para la implementación del Proyecto, tales como condiciones de pago, responsabilidades del Gobierno del país receptor, y condiciones de adquisición.

#### (2) Selección de Consultores

La compañía consultora seleccionada que se encargó el Estudio se recomendará al país receptor por JICA para trabajar en la implementación del Proyecto después de las firmas del C/N y A/D con el fin de mantener la consistencia tecnológica.

#### (3) País de procedencia elegible

Bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable, en el principio, los productos y servicios japoneses, incluyendo el transporte, o éstos del país receptor se deberán adquiridos: No obstante lo arriba mencionado, la Cooperación Financiera No Reembolsable podrá ser utilizada, cuando JICA y el país receptor lo estimen necesario, para la adquisición de productos y servicios de terceros países (países que no sean ni Japón ni el país receptor). Sin embargo, los contratistas principales para la ejecución del Proyecto como consultores, constructores y proveedores deberán ser nacionales japoneses.

#### (4) Necesidad de Verificación

El Gobierno del país receptor o su autoridad designada, concertará contratos, en yenes japoneses, con nacionales japoneses. Tales contratos deberán ser verificados por JICA. Esta verificación es necesaria para asegurar la responsabilidad a contribuyente japonés debido que el fondo de donación proviene de los impuestos generales de los nacionales japoneses.

#### (5) Responsabilidad del Gobierno del país receptor

El Gobierno del país receptor tomará las medidas necesarias como se explica en el Anexo.

#### (6) Uso Adecuado

El país receptor deberá asegurar que las instalaciones construidas y los productos adquiridos bajo la Cooperación Financiera No Reembolsable sean debida y efectivamente mantenidos y utilizados para la ejecución del Proyecto, y asignar el personal necesario a tal fin. Deberá también sufragar todos otros gastos necesarios para la ejecución del Proyecto, excepto aquellos gastos a ser cubierto por la Donación.

#### (7) Exportación y Reexportación



Los productos adquiridos bajo la Donación no deberán ser exportados ni reexportados del país receptor.

(8) Arreglo Bancario

- a) El Gobierno del país receptor o su autoridad designada deberá abrir una cuenta bancaria a nombre del Gobierno del país receptor en un banco en Japón (en adelante se denominará "el Banco"). JICA efectuará la Donación efectuando pagos, en yenes japoneses, para cubrir las obligaciones contraídas por el Gobierno del país receptor o la autoridad designada por él, bajo los Contratos Verificados.
- b) Los pagos por parte del Japón se efectuarán, cuando el Banco presente las solicitudes de pago a JICA, en virtud de la autorización de pago (A/P) expedida por el Gobierno del país receptor o su autoridad designada.

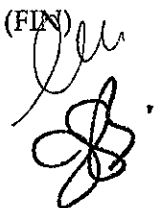
(9) Autorización de Pago (A/P)

El Gobierno del país receptor deberá cubrir la comisión de aviso de la autorización de pago y comisiones de pago al Banco.

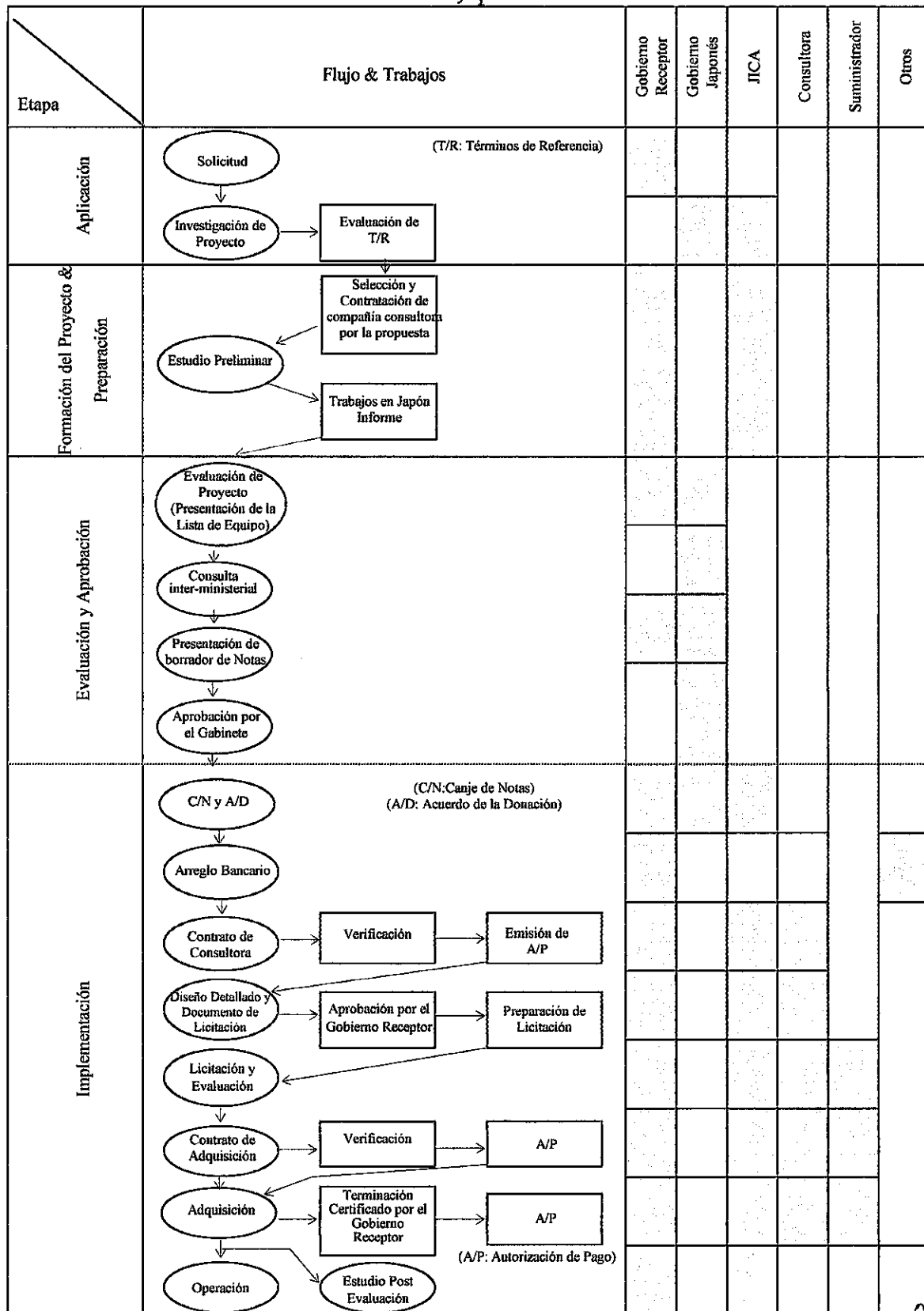
(10) Consideraciones medioambientales y sociales

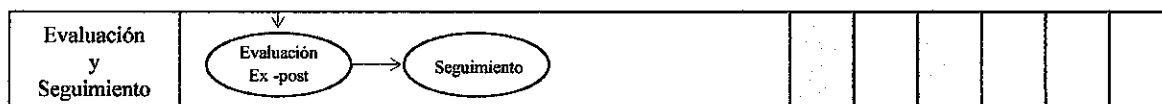
El país receptor deberá asegurar las consideraciones medioambientales y sociales para el proyecto y respetar regulaciones medioambientales del país receptor y las directrices socio-ambiental de JICA.

(FIN)



# Flujograma de Procedimientos de la Cooperación Financiera No Reembolsable del Japón





Anexo-3

Medidas necesarias a ser tomadas por ambos Gobiernos

NO	Ítems	Cubierto por el Gobierno de Japón	Cubierto por el País Receptor
1	Pagar al Banco en Japón siguientes comisiones en base al Acuerdo Bancario (A/B)		●
	1) Comisión de Aviso del A/P		●
	2) Comisión de Pago		●
2	Asegurar el desembarque y despacho aduanero de los bienes en el puerto de desembarque del país beneficiario		●
	1) Transporte marítimo (aéreo) de los bienes del Japón al país beneficiario	●	
	2) Transporte interno desde el puerto de desembarque hasta el lugar del proyecto	●	
3	Exonerar del pago de impuestos tales como impuestos aduaneros, impuestos internos y otros gravámenes imposables en el país beneficiario con respecto al suministro de los bienes y servicios provistos dentro del marco del contrato verificado.		●
4	Realizar las gestiones necesarias para que los japoneses, cuyos servicios puedan ser necesarios en conexión con el suministro de los bienes y servicios suministrados bajo el contrato verificado, cuenten con las facilidades necesarias para la entrada en el país beneficiario y su estadía durante la realización de su trabajo.		●
5	Mantener y utilizar eficiente y apropiadamente las instalaciones construidas y los equipos dentro de la Cooperación Financiera No Reembolsable.		●
6	Asumir todos los gastos, aparte de los cubiertos por la Cooperación Financiera No Reembolsable, que sean necesarios para la construcción de las instalaciones al igual que para el transporte e instalación de equipos.		●

コスタリカ共和国向けコスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画  
事前調査協議議事録

コスタリカ共和国(以下「コ」国という。)政府の要請を受け、国際協力機構(以下「JICA」という。)は、コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画(以下「プロジェクト」という。)について事前調査実施を決定し、日本国際協力システム(以下「JICS」という。)に次の右調査の実施を委託した。

JICA は、事前調査団(以下「調査団」という。)を 2009 年 8 月 18 日から 8 月 26 日まで「コ」国に派遣した。

調査団は、「コ」国政府関係者(以下「コ」国側という。)と協議を行い、要請の詳細を確認した。協議の主要事項は添付文書のとおりである。

事前調査を実施することは現段階で JICA が援助を行うことを決定したという意味ではない。

サンホセ 2009 年 8 月 25 日

---

ホディー・ステイヘル

理事長

コスタリカ国立劇場

---

水口 尚恵

調査団長

国際協力機構事前調査団

## 添付文書

### I. 案件名

案件名は「コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画」である。

### II. 案件の目的

案件の目的は、コスタリカ国立劇場で実施される文化活動を通じて文化振興を図ることである。

### III. 「コ」国側要請機材について

#### 1. プロジェクトサイト

案件の実施場所は、サンホセ市内に所在するコスタリカ国立劇場である。

#### 2. 機材調達

要請機材の詳細は、添付-1 に示すとおりである。

#### 3. 視聴覚機材の据付工事

#### 4. コンサルタントサービス

入札図書準備、日本での入札補助業務及び案件監理

### IV. 実施機関、協力メカニズム

実施機関:コスタリカ国立劇場

責任機関:コスタリカ国立劇場

### V. 日本無償資金援助スキーム

1. 「コ」国側は、添付-2 に示す日本無償資金援助スキームを理解した。また、調査団は次のことを説明し、「コ」国側は確認した。

1) 案件のコンサルタントは JICA によって推薦される。

2) コンサルタント業務は、援助の予算制限により日本での補助及び監理に限られる。

3) 案件の入札は「コ」国の代表者(日本のコスタリカ大使館の代表者)の出席のもと日本で行われる。

2. 日本の無償資金援助の実施条件として、「コ」国側は円滑な実施のために別添-3 に示すとおり、必要とされる措置を講じる。

### VI. 関連事項

1. 日本政府がプロジェクト査定を行うことを決定し、「コ」国側が日本大使館を通じて提示された本プロジェクトの機材リストに同意した場合には、コスタリカ国立劇場が速やかに以下のプロジェクト実施のための準備を行うことを両者は確認した。

(1) 入札会に立ち会う「コ」国の代表者を公示前に任命する。

(2) 調達予定機材が「コ」国に到着する前に既存機材を移動し、電源の供給や、施設の準備をする。

(3) 調達予定機材が「コ」国に到着する前にカメラマンまたはプロデューサー及びビデオ編集者などの視聴覚機材の知識及び経験を有する専門家 2 人を契約し、関連機材到着時に監督者が実施する操作指導を受けさせる。



- (4)上記(3)に必要な予算を確保する。
- (5)機材の据付時に技術スタッフを任命する。
- (6)スペアパーツの購入、修理に必要な予算を確保し、機材を効果的に適正に使用/維持する。

## 2. 供与に関する広報活動

日本国政府及び国民が「コ」国民の文化的発展のために貴重な貢献をしたことを認識するため、次のことを実施する。

- (1)日本の ODA マークを援助機材に貼る。
- (2)引渡し式を開催する。
- (3)「コ」国内のマスメディアを通じて広報を行う。
- (4)コスタリカ国立劇場のウェブサイトを通じて広報を行う。
- (5)JICA コスタリカ事務所や在コスタリカ日本国大使館と調整し、日本の文化イベントを促進及び増やす。
- (6)供与された機材で収録や編集された全作品に信用として日本の ODA マークを入れる。
- (7)供与された機材で収録や編集された全作品のパッケージに日本の ODA マークを入れる。

以上